

令和 3 年度

社会福祉施設における安全衛生自主点検の結果
及び安全衛生活動に係る好事例集

彦根労働基準監督署

目 次

I	令和3年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検の実施について	2
II	令和3年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検結果	
1	労働災害の発生状況について	3
2	安全衛生管理体制について	4
3	一般的な安全衛生活動について	8
4	労働時間、休憩時間の管理について	14
5	安全衛生教育について	17
6	腰痛災害防止対策について	18
7	転倒災害防止について	21
8	高年齢労働者に係る労働災害防止対策について	23
9	新型コロナウイルス感染症対策について	24
10	安全衛生自主点検結果まとめ	25
III	社会福祉施設における安全衛生活動に係る好事例	
1	安全衛生管理体制に関する好事例	26
2	一般的な安全衛生活動に関する好事例	27
3	転倒災害防止対策に関する好事例	28
4	腰痛災害防止対策に関する好事例	31
5	安全衛生教育に関する好事例	32
6	その他の好事例	33
IV	参考資料	34
1	令和3年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検表	
2	安全衛生点検表（作成例）	
3	年間安全衛生活動計画（作成例）	
4	労働災害再発防止対策検討書（作成例）	
5	ヒヤリハット報告用紙（作成例）	
6	介護作業マニュアル（一部抜粋）	

I 令和3年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検の実施について

○ 目的

近年の滋賀県内の社会福祉施設における休業4日以上労働災害は増加傾向にあり、非常に憂慮すべき状況となっていることから、彦根労働基準監督署におきまして、「社会福祉施設における安全衛生自主点検表（参考資料1）」を作成し、管内の社会福祉施設への配布を行いました。

本自主点検表は、各施設が自主点検を実施し、安全衛生管理上の問題点等を把握することで、自主的な改善の促進を図るとともに、行政として安全衛生管理状況を把握し、労働災害防止対策等の好事例を収集することにより、今後の労働災害防止に資することを目的としているものです。

○ 対象事業場

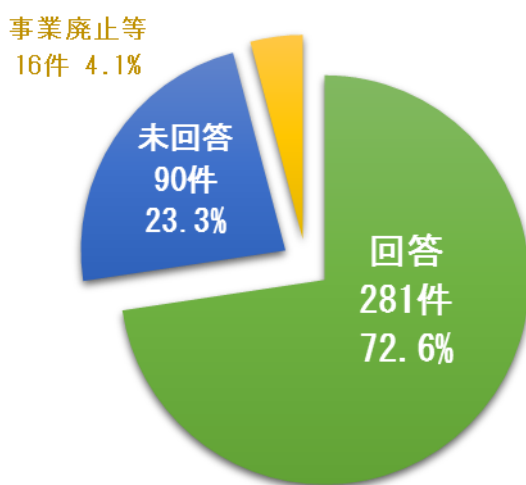
彦根労働基準監督署管内（長浜市、米原市、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町）の高齢者、障がい者等の介護事業を行っていると考えられた全ての規模の社会福祉施設（387事業場）を対象としました。

○ 調査方法

令和3年6月18日付け彦根基署発0618第1号をもって、管内の各社会福祉施設に別添の安全衛生自主点検表を送付し、安全衛生管理状況を自主点検表に記入し、令和3年7月16日までに彦根労働基準監督署あて送付するよう依頼を行いました。

○ 回答状況

自主点検表を送付した387事業場のうち、281事業場から回答を得ました（回答率75.7% 事業廃止、業種の誤り等が判明した事業場は母数から除く）。



自主点検回答状況

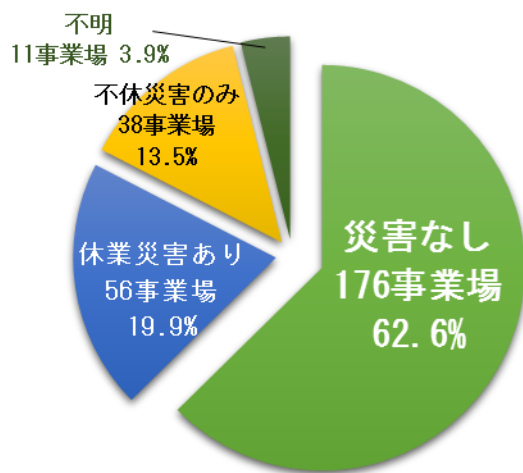
Ⅱ 令和3年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検結果

1 労働災害の発生状況について

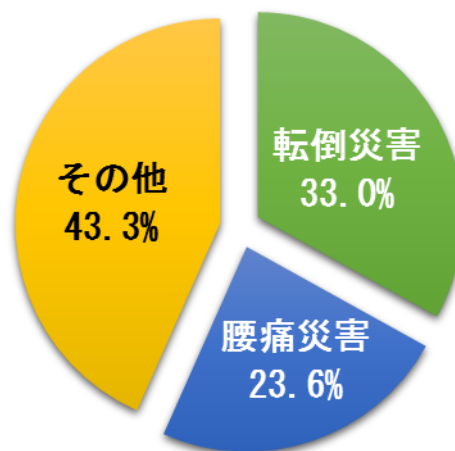
① 平成30年以降の労働災害発生状況

自主点検を回答した281事業場のうち、平成30年以降で労働災害が発生していないのは176事業場、休業災害が56事業場で発生し、労働災害が発生しているものの不休災害のみであったのが38事業場であり、34.8%の事業場で何らかの労働災害が発生していた。

また、281事業場から、97件の休業災害、142件の不休災害の発生の回答があり、うち、転倒災害が33.0%、腰痛災害が23.6%を占めていた。



回答事業場の災害発生の有無



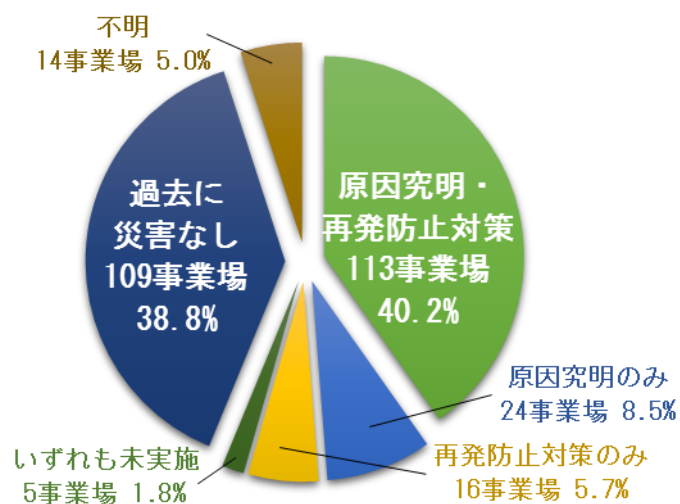
回答された労働災害の型

ワンポイント👉 ～転倒災害の減少は全業種の課題～

転倒災害の件数は増加傾向にあり、全業種でみたとき、令和2年までの10年間で12%以上増加しています。また、転倒によって休業4日以上となっている方のうち6割は、休業1か月以上の長期休業となっています。

② 労働災害発生時の再発防止対策実施状況

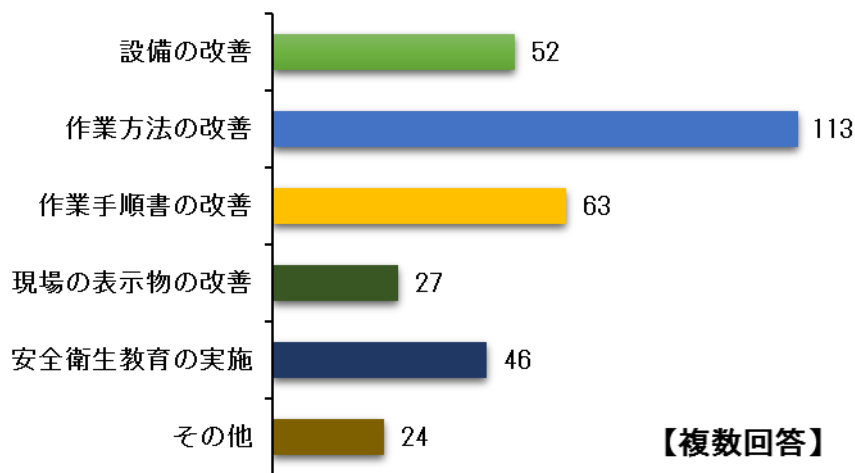
労働災害が発生した際に、原因究明及び再発防止対策を実施している事業場は40.2%、原因究明、再発防止対策のいずれも実施していない事業場は1.8%のみであった。



再発防止対策実施状況

③ 再発防止対策の内容

上記1－②において、「再発防止対策を行っている」と回答した129事業場が講じた対策は、作業方法の改善（113事業場）、作業手順書の改善（63事業場）が多く、設備的な改善も52事業場で講じられていた。「その他」の対策として、利用者への支援自体の見直し、リスクアセスメント、個人用保護具の導入等が行われていた。



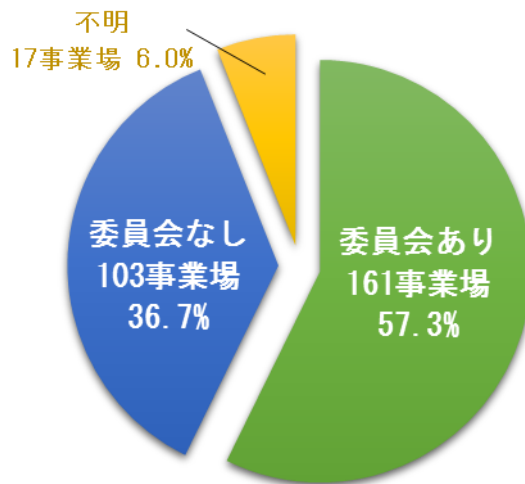
【複数回答】

再発防止対策内訳

2 安全衛生管理体制について

① （安全）衛生委員会設置状況

労働者数50名以上の全ての事業場で、衛生委員会（等の安全衛生に係る協議の場）を設けていると回答しており、設けていないと回答したのはいずれも労働者数50名未満の事業場であった。



安全衛生委員会等の設置状況

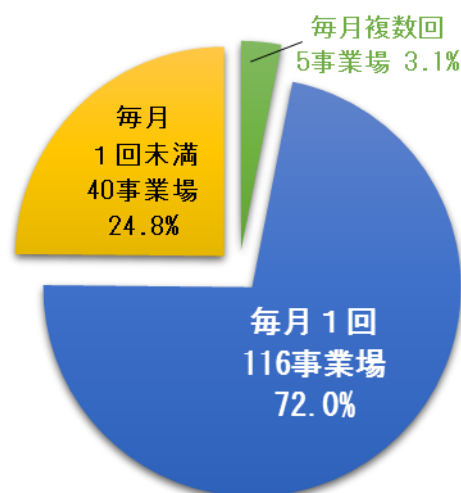
ワンポイント ☞ ～衛生委員会とは～

全ての業種において、常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生委員会を設け、労働者の心身の健康（＝労働衛生）に関する事項を審議する委員会を毎月1回以上開催しなければなりません。審議しなければならない事項は、具体的には、労働災害の原因や再発防止に関すること、衛生教育の計画に関することなどです。

委員会の議事の概要については、掲示等によって、関係労働者に周知しなくてはなりません。安全かつ健康に働くためには、労使ともに取り組む必要があります。衛生委員会にて労使で協議された事項について周知することで、働く人だれもが安全かつ健康に働くための取り組みの当事者だという意識を共有しましょう。

② 安全衛生委員会等の開催頻度

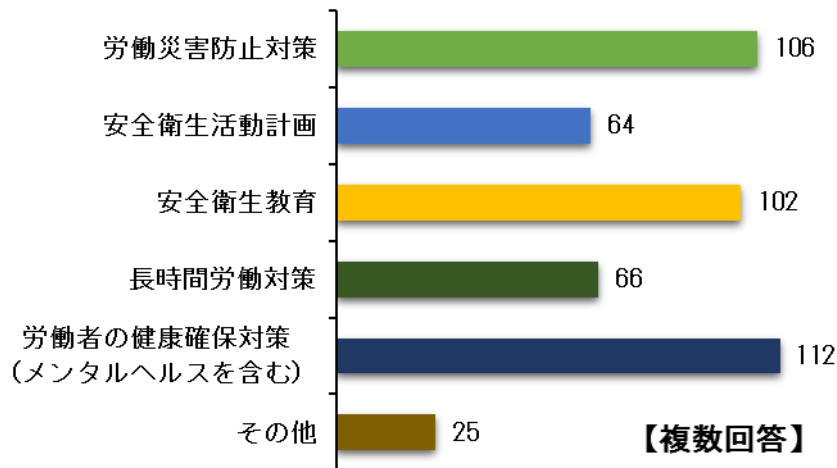
上記2－①で委員会等を設置していると回答した161事業場が委員会等を開催する頻度は、大半の事業場（**72.0%**）で**毎月1回**であった。



安全衛生委員会等の開催状況

③ 安全衛生委員会等の協議事項

上記 2-①において、委員会等を設置していると回答した161事業場が委員会等において協議している内容は、労働者の健康確保対策（メンタルヘルス対策を含む）（112事業場）、労働災害防止対策（106事業場）、安全衛生教育（102事業場）に関する事項が多かった。「その他」の事項として、感染症防止対策、整理整頓、働きやすい職場づくり等を議題としていた。



安全衛生委員会等の協議事項

④ 衛生管理者、産業医、衛生推進者の選任状況

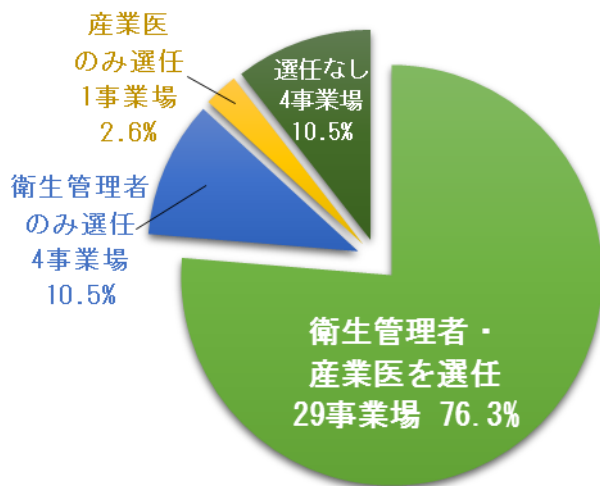
労働者数50名以上の規模の事業場（38事業場）の衛生管理者、産業医の選任状況について、76.3%の事業場において適切に衛生管理者、産業医の選任が行われていた。

労働者数10-49名の規模の事業場（130事業場）の衛生推進者の選任状況について、半数以上の事業場（56.2%）において、衛生推進者、衛生管理者の選任が行われているが、選任していない事業場（42.3%）も多かった。

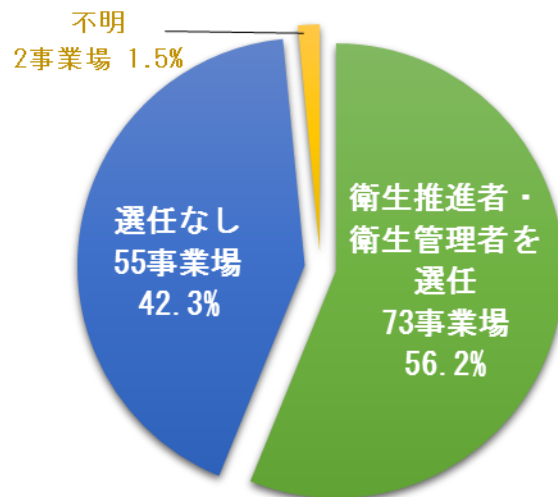
労働者数10名未満の規模の事業場（88事業場）の衛生管理担当者（特段の資格等を持たない担当者）の選任状況について、半数以上の事業場（55.6%）において、衛生管理担当者、衛生推進者、衛生管理者の選任が行われているが、選任していない事業場（39.8%）も多かった。

⑤ 安全推進者の選任状況

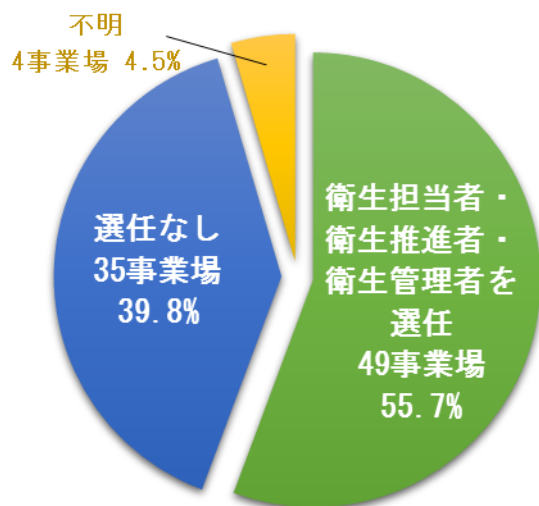
「第3次産業における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の選任状況について、選任が行われている事業場（39.2%）よりも、選任が行われていない事業場（42.7%）の方が多かった。



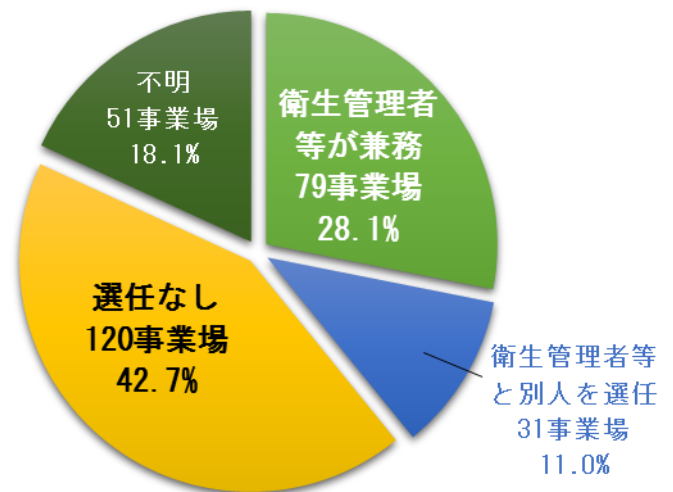
衛生管理者・産業医選任状況
(労働者数50名以上)



衛生推進者選任状況
(労働者数10-49名)



衛生担当者選任状況
(労働者数10名未満)



安全推進者選任状況

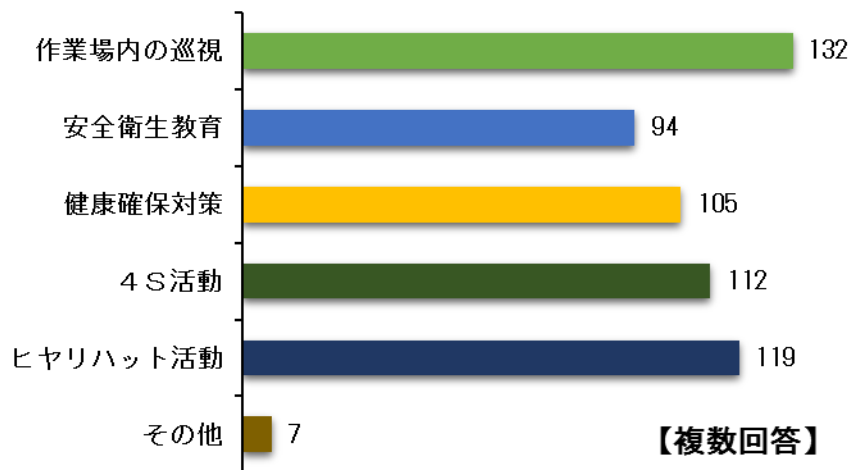
ワンポイント ～衛生管理者と衛生推進者について～

全ての業種において、常時50人以上の労働者を使用する事業場では産業医と、専属の衛生管理者を選任しなくてはなりません。衛生管理者は、施設内の設備や仕事の仕方、衛生状態に有害のおそれがないかを確認するため、週に1回以上の頻度にて施設内の定期巡視をするほか、労働者の心身の健康を保持するための健診等の実施計画や教育、そして労働災害の原因の調査と再発防止対策に関する技術的な事項を管理しなくてはなりません。

一方、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、衛生推進者を選任し、衛生管理者が管理する事項（前述）を担当しなくてはなりませんし、衛生推進者の職務と氏名を掲示等によって関係労働者に周知しなくてはなりません。

⑥ 衛生管理者等の安全衛生活動内容

上記 2－④、⑤の衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等のいずれかを選任している事業場(189事業)において衛生管理者等が実施している安全衛生活動の内容について、職場巡視(132事業場)、ヒヤリハット活動(119事業場)、作業場内の4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動(112事業場)、労働者の健康確保対策(105事業場)、安全衛生教育(94事業場)に関するものが多い事業場で行われていた。「その他」の事項として、感染症防止対策、安全衛生委員会の内容の周知、説明等の活動が行われていた。



衛生管理者等の安全衛生活動実施状況

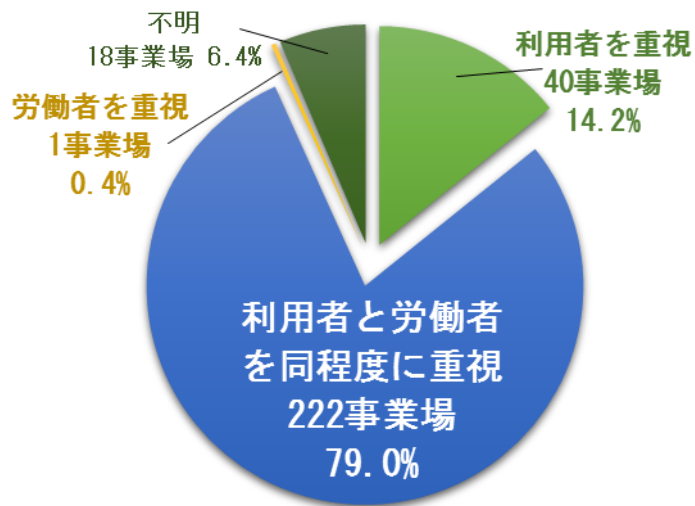
⑦ 安全衛生活動にかけられる時間

上記 2－⑥の安全衛生活動を行うために担当者が割いている時間について、有効な回答のあった165事業場の平均値は週1時間45分程度であった。

3 一般的な安全衛生管理活動について

① 労働者と施設利用者の安全確保のための活動の重要度

社会福祉施設においては、労働者の安全確保とともに施設利用者の安全確保を図る必要があるが、安全確保のための活動の重要度について、施設利用者と労働者の安全確保を同程度に重視している(79.0%)が最も多かった。



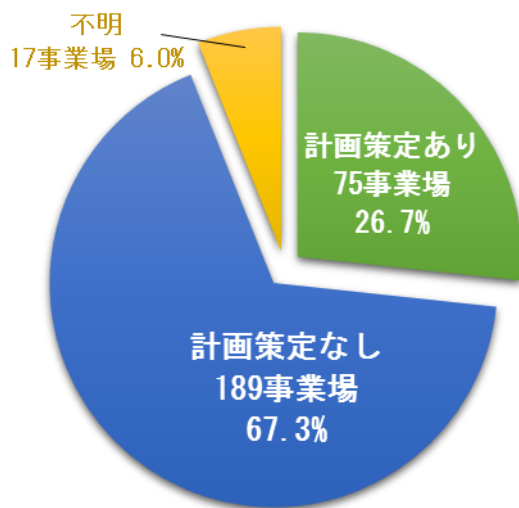
安全確保対策の重要度

② 安全衛生活動計画

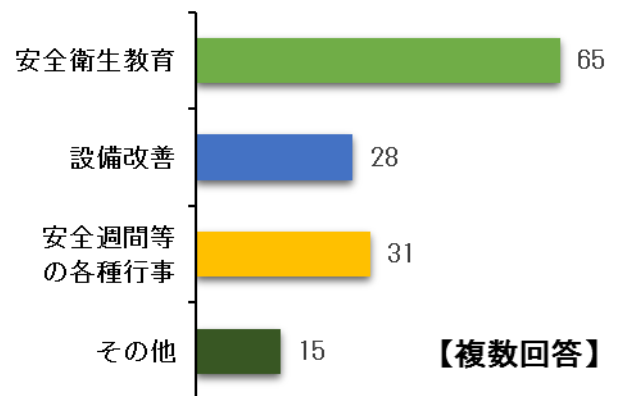
安全衛生活動計画（その期間中に行うべき安全衛生活動をまとめた計画）を策定している事業場（26.7%）よりも、計画を策定していない事業場（67.3%）の方が多かった。

③ 安全衛生活動計画の内容

上記 3－②の安全衛生活動計画を策定している事業場（75事業場）の安全衛生活動計画の内容について、安全衛生教育（65事業場）が最も多かった。「その他」の事項として、感染症防止対策、健康診断を計画に導入している事業場があった。



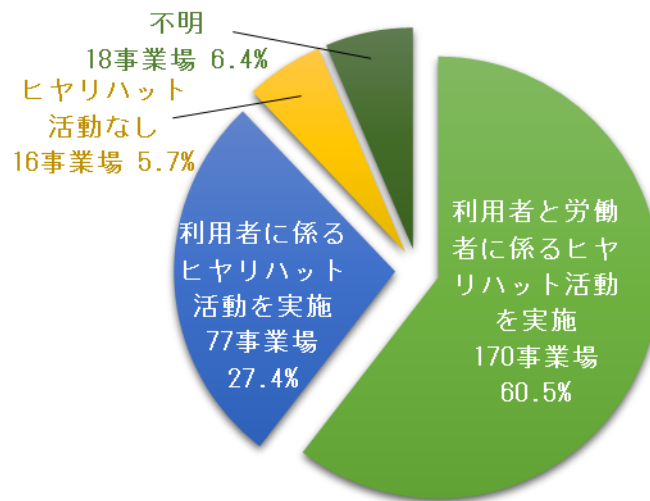
安全衛生活動計画策定状況



安全衛生活動計画の内容

④ ヒヤリハット活動

ヒヤリハット事案（災害には至らなかった危険事象）の報告制度について、施設利用者と労働者の安全確保に係る活動を実施している事業場（60.5%）、施設利用者に係る活動のみ実施している事業場（27.4%）が大半を占め、多くの事業場でヒヤリハット活動が実施されていた。



ヒヤリハット活動実施状況

ワンポイント ☞ ～労働安全衛生の取り組みの強化について～

利用者と労働者の両方についてのヒヤリハット活動を実施していたとしても、報告されるヒヤリハット事例が利用者に関するものばかりという施設もあるのではないのでしょうか。

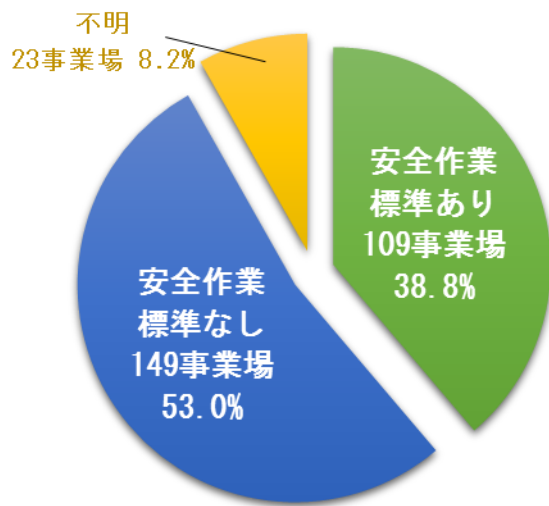
そのような場合、労働者に関するヒヤリハット事例収集の強化期間を設けることも一策です。全国安全週間（毎年7月1日から1週間）や全国労働衛生週間（毎年10月1日から1週間）は、業種を問わずして働く全ての人の安全や健康の向上のための取り組みを行う期間です。このような期間に「働く自分たちの健康と安全」のための特別の取り組みを行ってみたいかがでしょう。

⑤ 安全作業標準

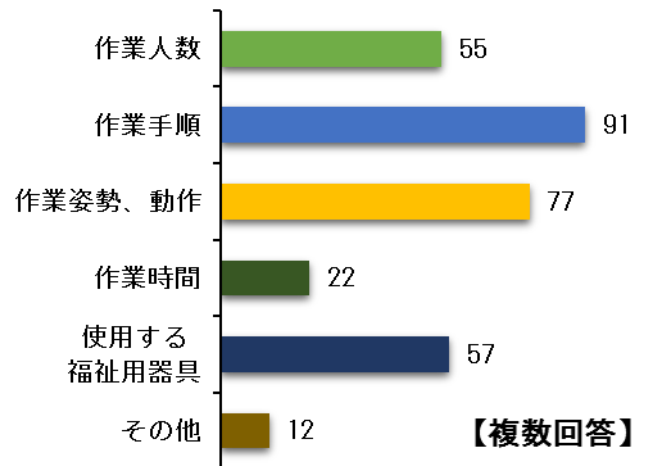
施設利用者の特性（要介護段階、残存能力等）を踏まえた**安全作業標準**（施設利用者の介助に限らず送迎や調理等の作業に関する手順、安全確保のための注意事項等をまとめた資料）について、作成している事業場（38.8%）より、作成していない事業場（53.0%）の方が多く、安全作業標準はあまり作成、活用されていなかった。

⑥ 安全作業標準の内容

上記3-⑤の安全作業標準を作成している事業場（109事業場）の**安全作業標準の内容**について、作業手順（91事業場）、作業姿勢、動作（77事業場）が多く導入されていたが、使用する福祉用器具、作業人数、作業時間については、あまり導入されていなかった。



安全作業標準作成状況



安全作業標準の内容

⑦ 労働者の年齢、体力等に配慮した職場配置

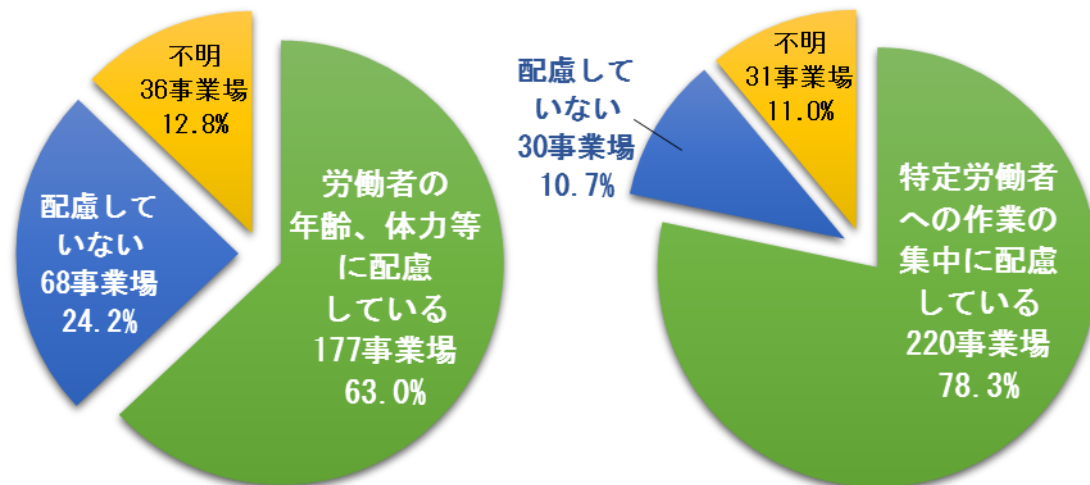
介護労働者の職場配置に対する年齢、体力等による配慮は、63.0%の事業場で行われており、配慮している内容として、個別面談を実施して本人の希望を聞く、本人の年齢、体力、腰痛等の持病の有無等を配慮して職場配置を行うことを挙げている事業場が多く、また、配慮している作業として、入浴介助、送迎、夜勤を挙げている事業場が多かった。

ワンポイント ～年齢と労働災害の関係について～

50歳以上の高年齢労働者が休業4日以上之死傷災害全体に占める割合は、全体の5割となっています（2018年）。また、高年齢労働者は、若年労働者に比べて被災した場合にその程度が重くなるという傾向があります。

⑧ 特定の労働者への作業の集中に配慮した職場配置

特定の労働者に作業負担が集中しないようにする配慮は、78.3%の事業場で行われており、配慮している内容として、職場体制をシフト制により行う、業務内容のローテーションを行う、職種間での相互協力を行うことを挙げている事業場が多かった。



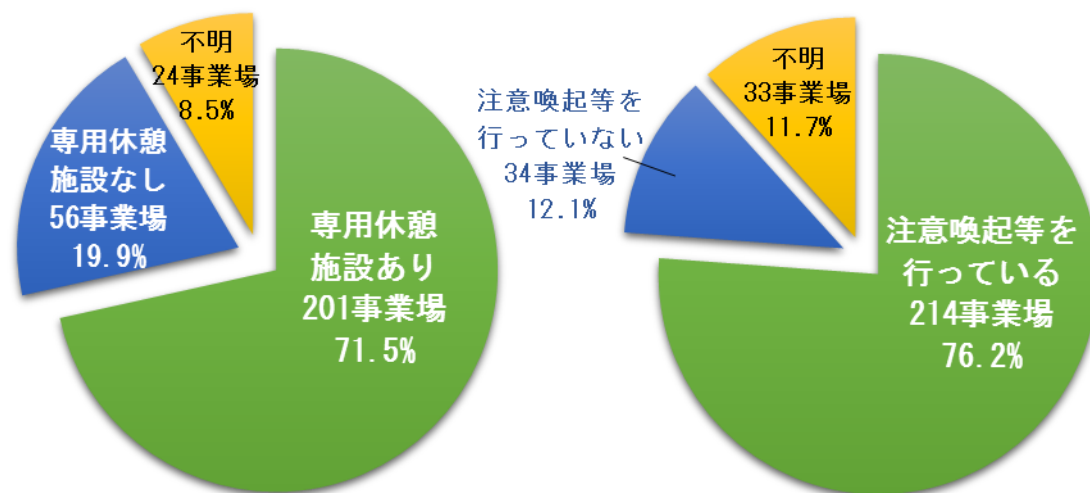
職場配置の配慮実施状況

⑨ 休憩施設の設置状況

施設利用者との共有スペース以外の場所への労働者がくつろぐことができる休憩施設は、71.5%の事業場で設置されていた。

⑩ 労働災害防止に関する注意喚起

朝礼、ミーティング等の場、メール等の連絡における、労働災害防止に関する注意喚起、連絡等は、76.2%の事業場で実施されていた。

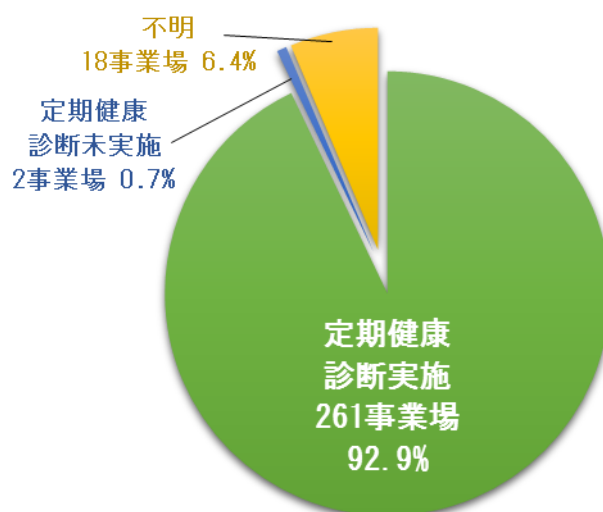


専用休憩施設設置状況

注意喚起等実施状況

⑪ 定期健康診断

1年以内ごとの定期健康診断（深夜業等従事者は6か月以内ごと）は、92.9%の事業場で実施されていた。



定期健康診断実施状況

ワンポイント ☞ ～健康診断の事後措置について～

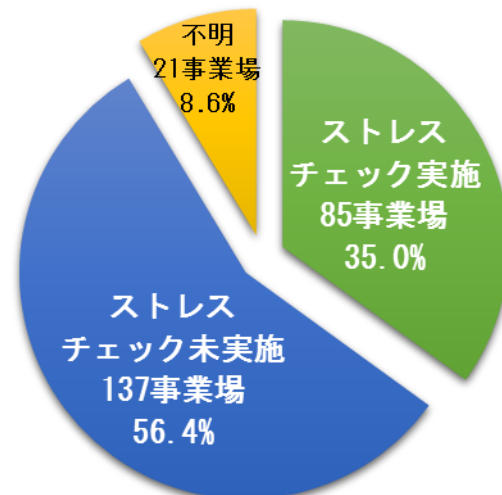
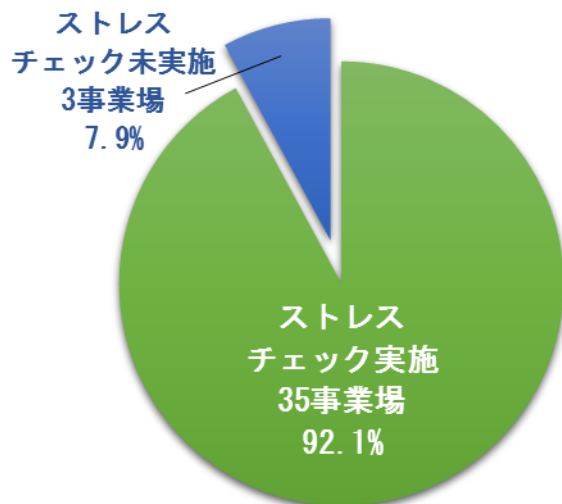
健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するため必要な措置について、事業者は、健康診断が行われた日から3か月以内に医師の意見を聴き、その意見を健康診断個人票に記載しなくてはなりません。

産業医を選任している場合にはその産業医に依頼することが一般的ですが、産業医の選任義務のない事業場（常時使用する労働者が50人未満）など、産業医を選任していない場合には、地域産業保健センターを活用すると、無料で医師の意見聴取が行えます。ご利用を希望される際は、米原市と長浜市にある施設は湖北地域産業保健センター（0749-65-7866）へ、彦根市、犬上郡、愛知郡にある施設は彦根地域産業保健センター（0749-27-0133）へお問い合わせください。

⑫ ストレスチェック実施状況

1年以内ごとのストレスチェック（労働者数50名以上の規模の事業場のみ実施義務あり）は、実施義務が課せられた労働者数50名以上の規模の事業場では、92.1%が実施していた。

また、実施義務が課せられていない労働者数50名未満の規模の事業場においても、35.0%が実施していた。



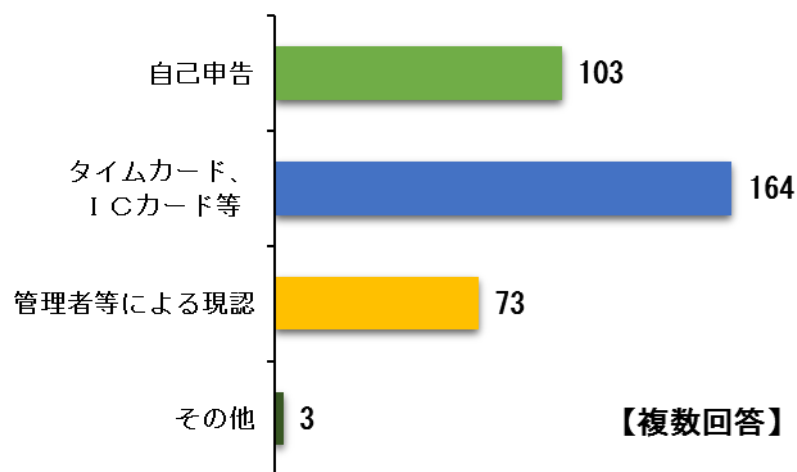
ストレスチェック実施状況(50名以上)

ストレスチェック実施状況(50名未満)

4 労働時間、休憩時間の管理について

① 労働時間管理方法

労働時間管理の方法として、タイムカード、ＩＣカード等を採用している事業場（164事業場）が最も多かった。また、複数の方法を組み合わせた管理を行っている事業場（56事業場、19.9%）もあった。「その他」の方法としては、出勤簿が使用されていた。



労働時間管理方法

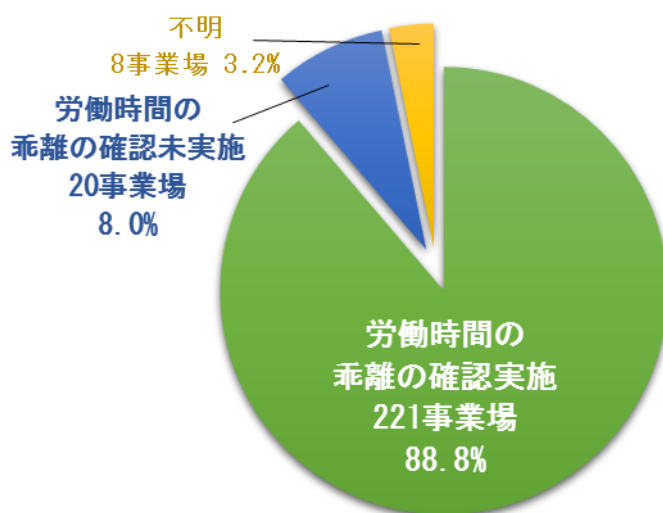
ワンポイント👉 ～労働時間の状況の把握について～

労働時間は原則として、タイムカード、パソコンの使用時間、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む）の現認等の客観的な記録によって把握しなければなりません。事業場外において行う業務に直行又は直帰するなど、これら労働時間の状況を客観的に把握する手段がないときに限って、自己申告により把握することが可能です。その場合、適正に自己申告できるよう十分な説明をしたり、必要に応じ、実際の労働時間の状況と自己申告された労働時間が合致するかの実態調査を行うなどの取り組みが必要です。

出勤簿に労働者自身が押印するのみという施設においては、労働時間を客観的に把握するための改善が必要といえます。

② 実際の労働時間との乖離

上記４－①において、労働時間管理を「自己申告」「タイムカード、ＩＣカード等」により行っていると回答した249事業場のうち、それらの記録と実際の労働時間との乖離を確認しているのは221事業場（88.8%）であった。



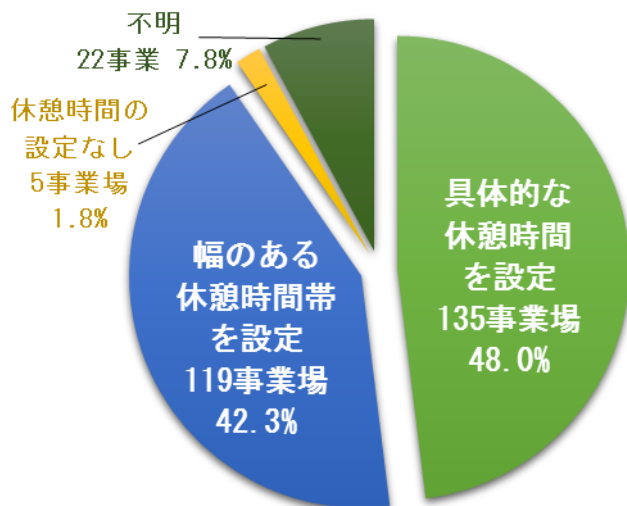
労働時間の乖離の確認実施状況

③ 休憩時間の設定

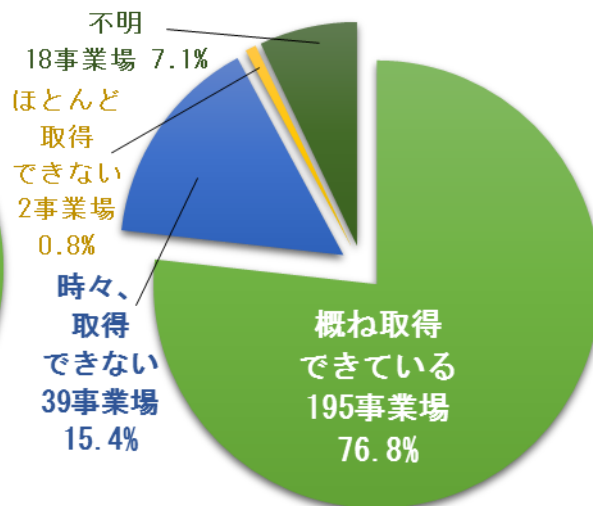
労働者の休憩時間について、具体的に定めている事業場（48.0%）の方が、幅のある休憩時間帯を設け柔軟に対応している事業場（42.3%）よりも多かった。

④ 休憩の取得状況

上記４－③において、「休憩時間を具体的に定めている」「幅のある休憩時間帯を定めている」と回答した254事業場の休憩の取得状況について、大半の事業場（195事業場、76.8%）が概ね予定どおり取得できていると回答し、時々、取得できないことがある（39事業場、15.4%）、ほとんど取得できていない（2事業場、0.8%）事業場を大きく上回った。



休憩時間の設定状況



休憩取得状況

ワンポイント ～休憩時間について～

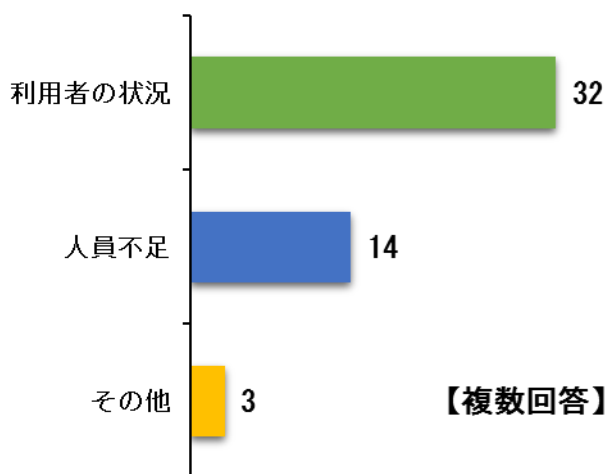
労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中で取得させなければなりません。

⑤ 休憩が取得できない原因

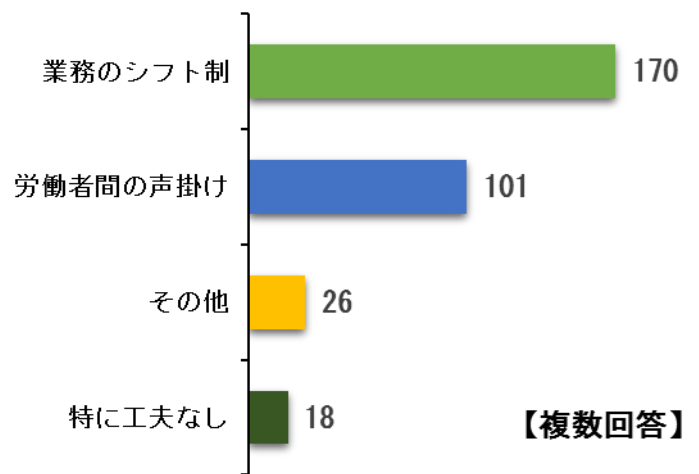
上記4-④において、休憩を「時々、取得できないことがある」「ほとんど取得できていない」と回答した41事業場の休憩を取得できていない原因について、施設利用者の状況に左右されるためと回答した事業場（32事業場）が多かった。

⑥ 休憩時間を確保するための工夫

休憩時間を確保するための取り組みとして、業務のシフト制（170事業場）、労働者間の声掛けの徹底（101事業場）により、各労働者が休憩を取得しやすくすることが図られていた。



休憩が取得できない原因



休憩取得のための工夫

5 安全衛生教育について

① 新規採用者、配置転換者に対する安全衛生教育

新規採用者、配置転換者への安全衛生教育の実施状況について、新規採用者への教育は64.8%の事業場で実施されていたが、配置転換者への教育を実施している事業場は25.6%であった。

ワンポイント ☞ ～教育について～

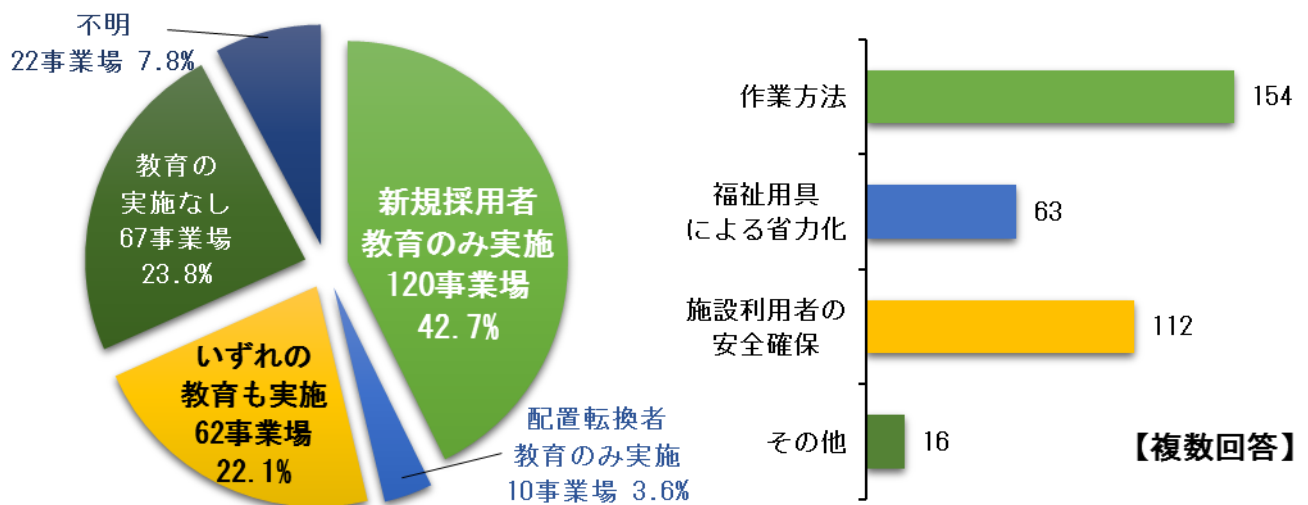
雇い入れ時や作業内容を変更したときの教育として、事業者が行わなければならない教育があります。（社会福祉施設においては、①から④は省略可。また、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、全部又は一部の教育が省略できます。）

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ③ 作業手順に関する事。
- ④ 作業開始時の点検に関する事。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

ここで注意してほしいのは、安全かつ健康に働くための教育ということです。利用者の安全は当然重要ですが、そのことばかり重きをおいた教育内容となっている場合には、改善が必要といえます。

② 新規採用、配置転換者に対する安全衛生教育の内容

上記5－①において、新規採用者、配置転換者のいずれかに対する安全衛生教育を実施していると回答した192事業場の実施している教育内容として、作業方法（154事業場）、施設利用者の安全確保（112事業場）に関する事項が多かった。「その他」の安全衛生教育内容としては、感染症対策、安全運転、健康管理に関する事項が挙げられていた。



新規採用者等への安全衛生教育実施状況

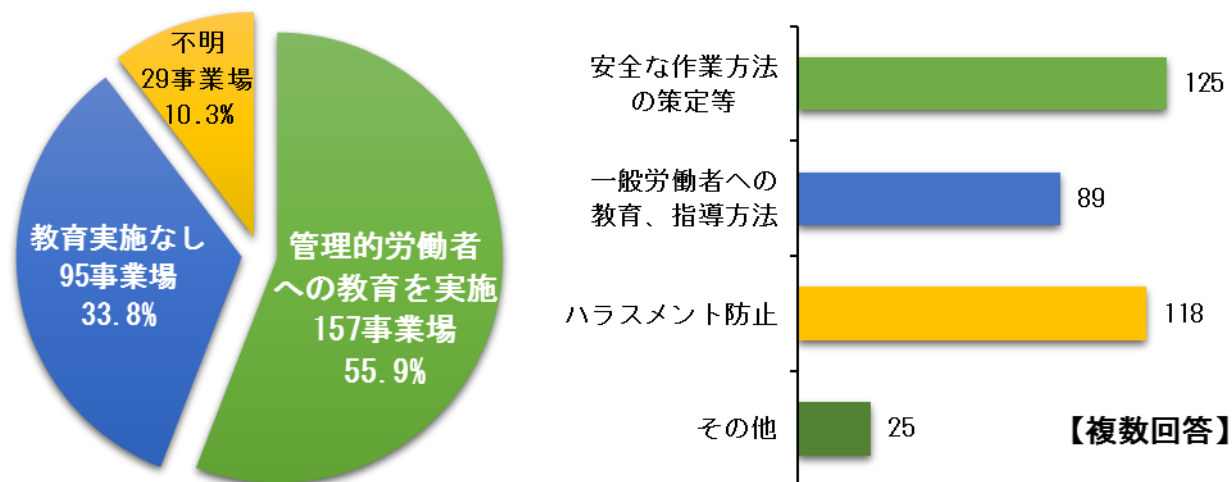
安全衛生教育の内容

③ 管理的労働者に対する安全衛生教育

職長、リーダー等の職場の**管理的な労働者に対する安全衛生教育**（一般労働者の安全、健康を確保するための教育）の実施状況について、55.9%の事業場で実施されていた。

④ 管理的労働者に対する安全衛生教育の内容

上記5－③において、管理的な労働者に対する安全衛生教育を実施していると回答した**157事業場**の実施している教育内容として、**安全な作業方法の策定、改善（125事業場）**、**ハラスメント防止（118事業場）**に関する事項が多かった。「その他」の安全衛生教育内容としては、感染症対策、熱中症対策、安全運転、メンタルヘルス対策、労務管理に関する事項が挙げられていた。



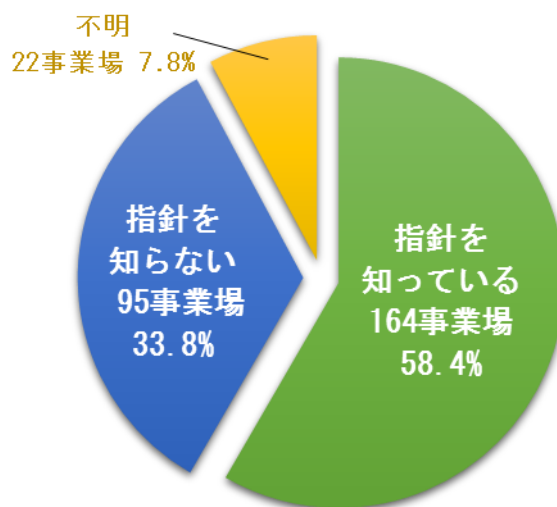
管理的労働者への安全衛生教育実施状況

安全衛生教育の内容

6 腰痛災害防止対策について

① 「職場における腰痛予防対策指針」

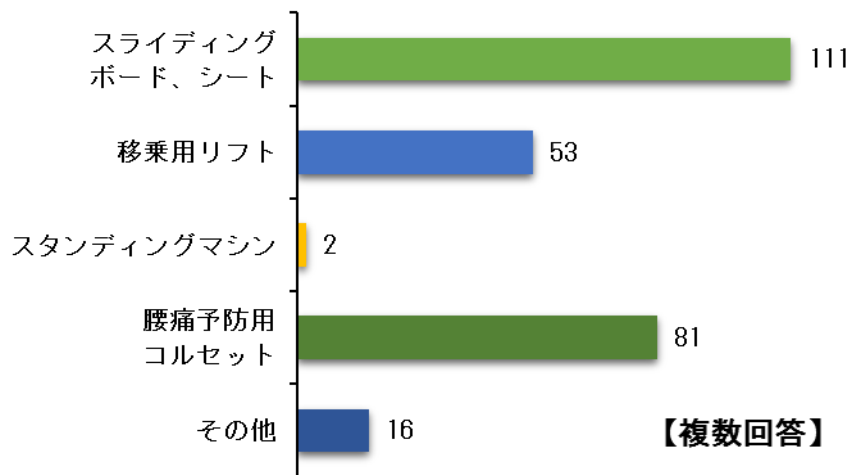
腰痛予防対策指針を知っている事業場の割合は、58.4%であった。



腰痛予防対策指針認知状況

② 福祉用器具の導入状況

介助作業省力化のための福祉用器具の導入状況について、56.9%の事業場で何らかの福祉用器具が導入されており、種類では、スライディングボード、シート（111事業場）が最も多く、次いで、腰痛予防用コルセット（81事業場）、移乗用リフト（53事業場）が導入されていた。「その他」の福祉用器具として、パワーアシストスーツ、入浴介助用装置等が導入されていた。



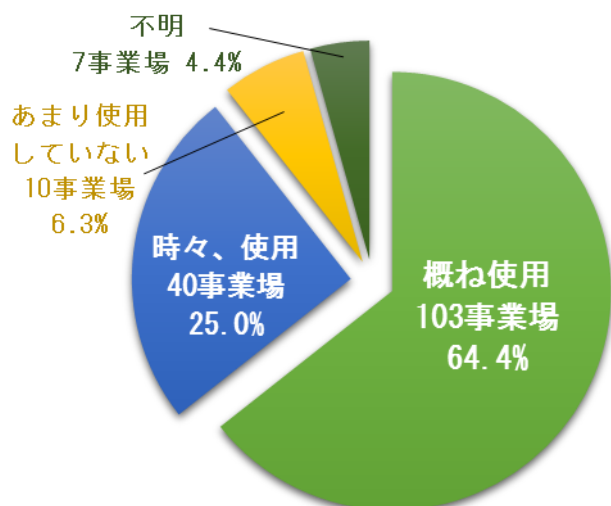
福祉用器具導入状況

③ 導入した福祉用器具の使用状況

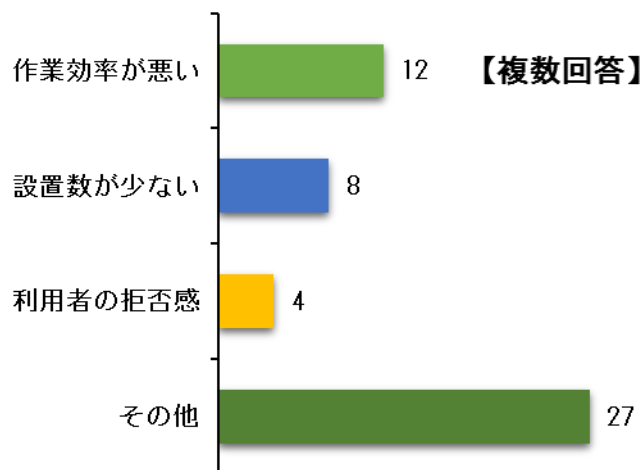
上記6-②において、福祉用器具を導入していると回答した160事業場の福祉用器具の使用状況について、大半の事業場（64.4%）で概ね使用されている状況であった。

④ 福祉用器具を使用しない理由

上記6-③において、福祉用器具を「時々、使用している（時々しか使用していない）」「あまり使用していない」と回答した50事業場が、福祉用器具を使用しない理由として、作業効率が悪い（12事業場）、福祉用器具の設置数が少ない（8事業場）、施設利用者が器具の使用に拒否感を持っている（4事業場）を挙げている。「その他」の理由として多いのは、全ての利用者が必ずしも福祉用器具を必要としておらず、使用する必要性がない場合がある、というものであった。



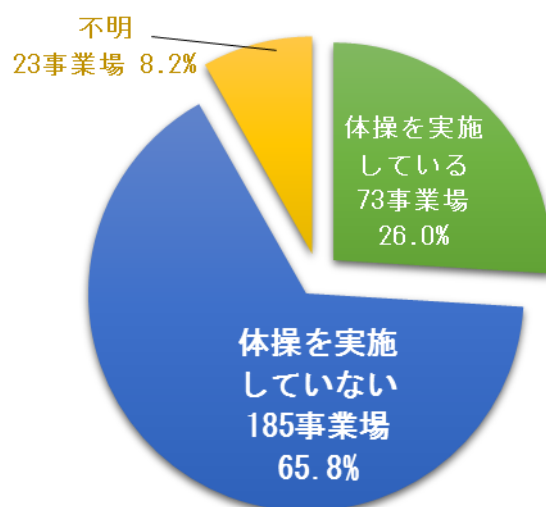
福祉用器具使用状況



福祉用器具を使用しない理由

⑤ 腰痛予防体操

作業開始前の腰痛予防体操を実施している事業場は26.0%のみであり、実施していない事業場（65.8%）を大きく下回った。



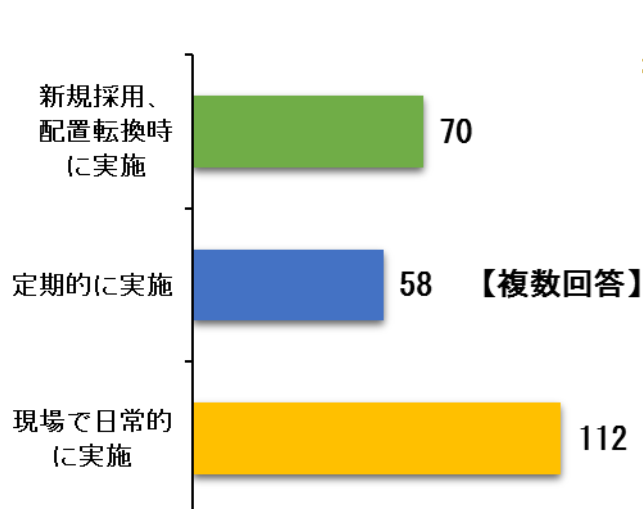
腰痛予防体操実施状況

⑥ 腰痛災害防止のための安全衛生教育

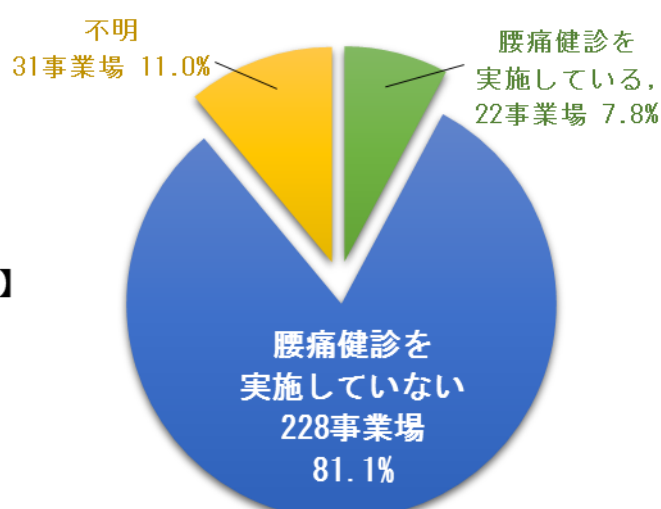
介助作業時の作業姿勢等、腰痛災害を防止するための安全衛生教育について、181事業場で何らかの教育が実施され、最も多かったのは現場での日常的な指導（112事業場）であり、新規採用、配置転換時（70事業場）、定期的（58事業場）に実施される教育を上回った。

⑦ 腰痛健康診断

一般の定期健康診断に加えて、6か月以内ごとに、腰痛予防対策指針に基づく腰痛健康診断を実施している事業場は、7.8%にとどまり、ほとんど実施されていなかった。



腰痛防止教育実施状況



腰痛健康診断実施状況

ワンポイント ～腰痛予防健康診断について～

介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、「腰痛予防対策指針」にて、その作業に配置する際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施することとしています。（法的な義務はなく、実施が望ましいものです。）

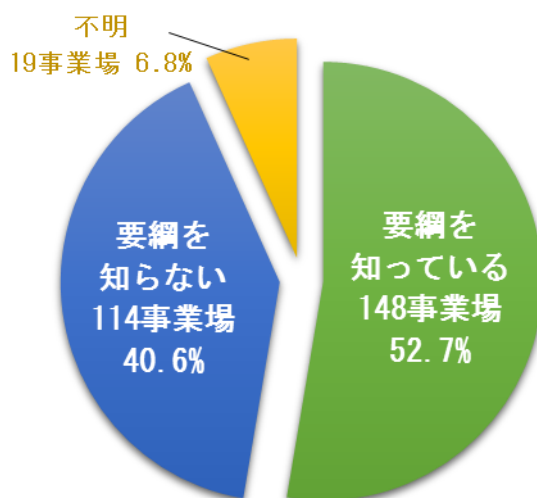
- ・ 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
- ・ 脊柱の検査
- ・ 神経学的検査
- ・ 脊柱機能検査（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）

なお、医師が必要と認める者について医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うことは、画像診断と運動機能テスト等も行うこととしています。各項目の詳細な検査内容については、腰痛予防対策指針に示されています。

7 転倒災害防止対策について

① 「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒災害プロジェクトの実施要綱を知っている事業場は52.7%であった。



実施要綱認知状況

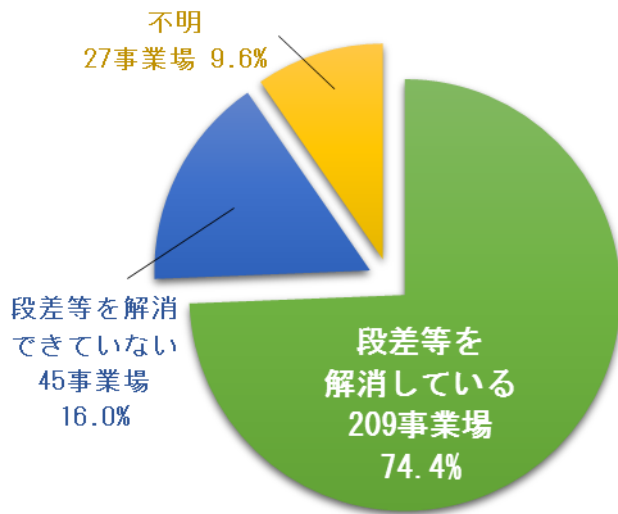
② 作業場内の床面の段差等の状況

転倒災害の原因となる作業場内の床面の段差等の状況について、74.4%の事業場でバリアフリー化が進められ、段差等の解消が行われていたが、16.0%の事業場で段差等の解消が行われていなかった。

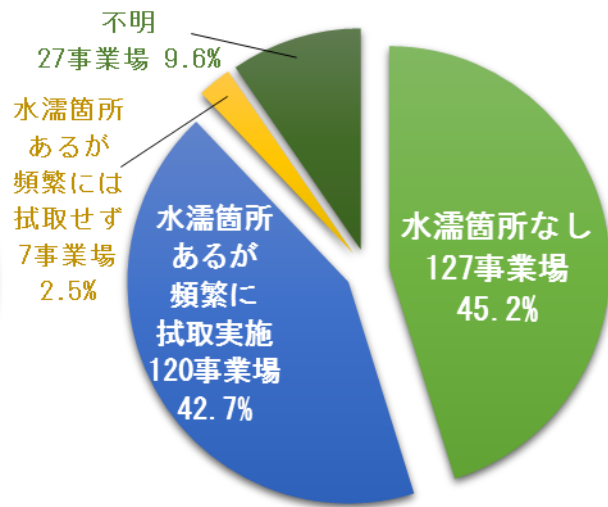
③ 作業場内の床面の水濡れ等の状況

転倒災害の原因となる作業場内の床面の水濡れ等の状況について、45.2%の事業場では水濡れしやすい箇所が存在せず、また、42.7%の事業場では水濡れしやすい箇所が存在するものの頻繁

に拭き取り作業を行うことにより転倒災害防止対策を行っていたが、2.5%の事業場では特段の水濡れ対策が行われていなかった。



床面の段差解消状況

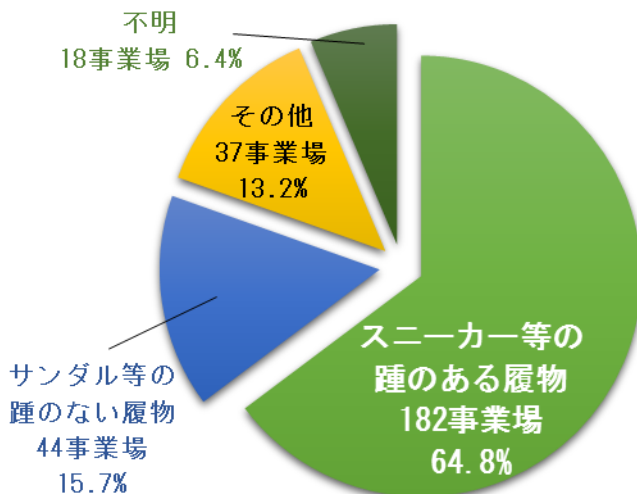


床面の水濡れ解消状況

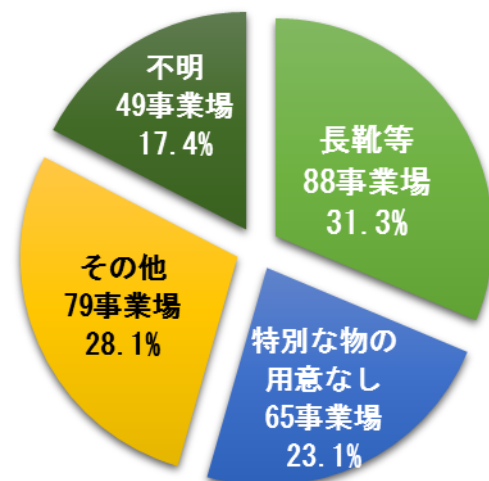
④ 労働者の使用する履物

通常の作業場所（乾いた床面）においては、大半の事業場（64.8%）でスニーカー等の踵のある履物が使用されていた。「その他」として、履物を脱いで、靴下、裸足で作業を行っているという回答もあった。

浴室等の濡れた床面においては、長靴等を用意している事業場（31.3%）が、特別な物を用意していない事業場（23.1%）を上回った。「その他」として、浴室用スリッパ、裸足で作業を行っているという回答が多く、マリンシューズ（P30参照）を採用しているという回答もあった。



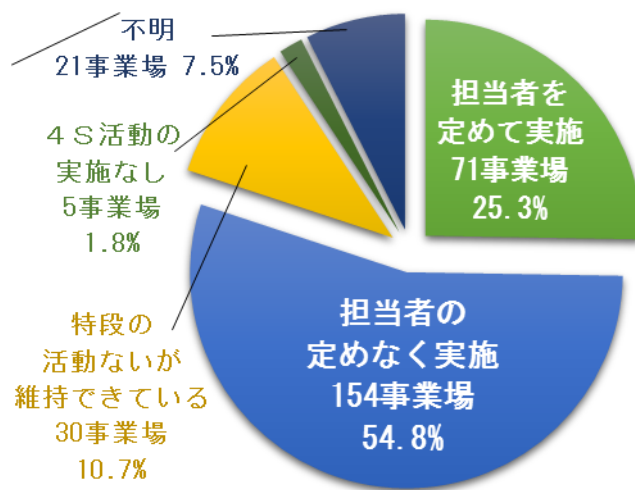
履物使用状況（乾いた床面）



履物使用状況（濡れた床面）

⑤ 作業場内の4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔の維持活動）

「物へのつまづき」による転倒災害リスクを低減させるためには、作業場内の整理、整頓等の維持が必要であるが、4 S活動の実施状況について、25.3%の事業場が担当者を定めて実施し、54.8%の事業場が特に担当者の定めはないが実施していた。



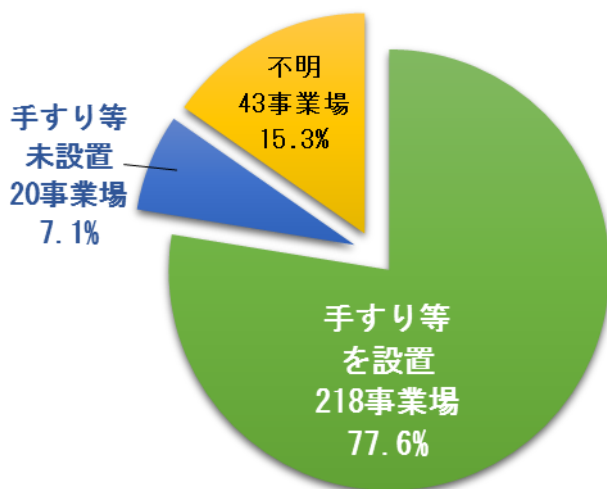
4 S活動実施状況

⑥ 階段への手すり等設置状況

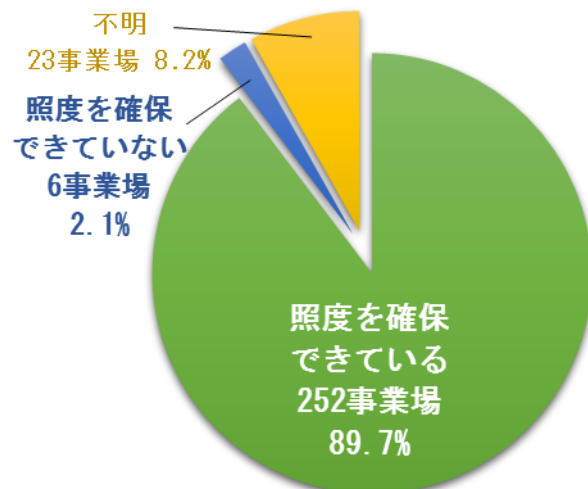
階段での転倒、転落等の災害を防止するための手すり、滑り止め等の設置状況について、77.6%の事業場で階段への手すり等の設置が行われていた。

⑦ 照度の確保

暗所での転倒災害を防止するための作業場内、通路等における照度の状況について、89.7%の事業場で十分な照度の確保を行っていた。



手すり等設置状況

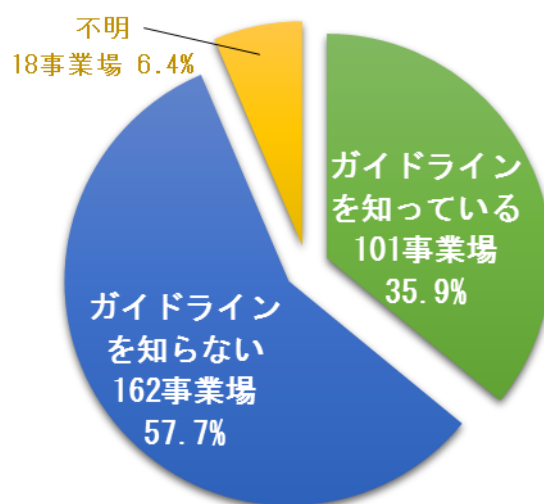


照度確保状況

8 高齢労働者に係る労働災害防止対策について

① 「エイジフレンドリーガイドライン」

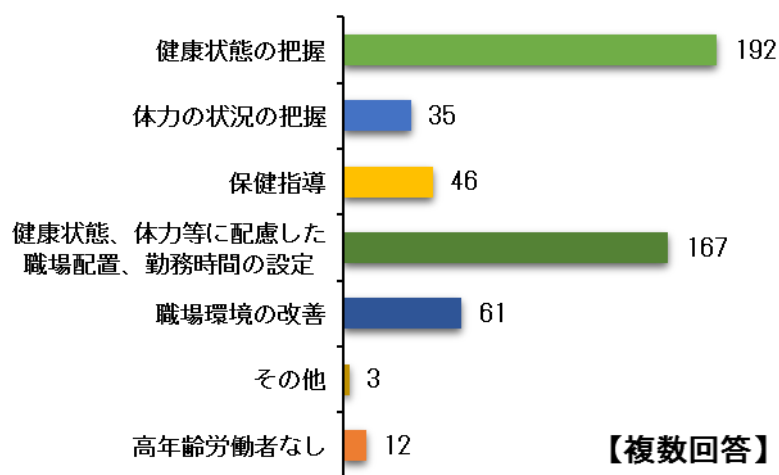
エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は35.9%にとどまり、知らない事業場(57.7%)の方が多かった。



ガイドライン認知状況

② 高年齢労働者の安全と健康の確保対策

高年齢労働者に対して何らかの安全、健康確保対策を講じている事業場は80.1%であった。対策の内容を見ると、健康状態の把握（192事業場）、健康状態、体力に配慮した職場配置、勤務時間の設定（167事業場）を行っている事業場が多かった。

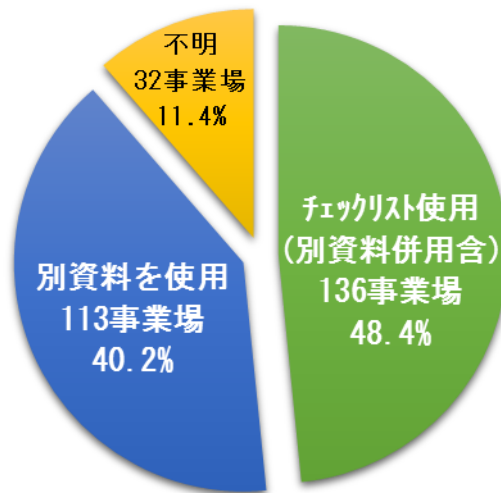


高年齢労働者の安全、健康確保対策実施状況

9 新型コロナウイルス感染症対策について

① 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

厚生労働省作成のチェックリストの使用状況について、48.4%の事業場で使用されていた。また、40.2%の事業場は、別の資料（市町や保健所が作成した資料、事業場独自作成資料等）を使用した感染症対策が講じられていた。



感染症防止チェックリスト使用状況

10 安全衛生自主点検結果まとめ

安全衛生自主点検の回答を行った事業場のうち、34.8%の事業場において、平成30年以降に休業災害、不慮災害が発生していたが、災害発生事業場の多くが何らかの労働災害防止活動を実施している状況であり、これは労働災害が発生していない事業場の安全衛生活動の実施状況と大きな差はなく、労働災害防止に特別大きく寄与している要素、活動の特定には至らなかった。

安全衛生活動の実施状況について、衛生委員会の設置、開催、衛生管理者、産業医、衛生推進者の選任、定期健康診断の実施等、労働安全衛生法により実施が義務付けられている事項及びヒヤリハット活動等の施設利用者の安全確保に係る事項については概ね実施率が高かったが、安全推進者の選任、安全作業標準書や年間安全衛生計画の策定等の労働安全衛生法で義務付けられていない一般的な安全衛生活動等の実施率は低かった。

また、社会福祉施設において多発している転倒災害、腰痛災害に対する防止対策等を取りまとめた、「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」「職場における腰痛予防対策指針」の認知度はいずれも50%台にとどまっており、これらに基づく活動の実施率も低調であった。

以上から、今後、社会福祉施設における労働災害の大幅な減少を図るためには、一般的な安全衛生活動、指針、ガイドライン等に基づく安全衛生活動の普及を進めていく必要があるものと考えられ、彦根労働基準監督署においては、今回、収集できた各事業場が実施している好事例（次ページ以降に記載）とともに、その周知を図っていくこととしたい。

Ⅲ 社会福祉施設における安全衛生活動に係る好事例

社会福祉施設における安全衛生自主点検表の設問「10 特に取り組んでいる事項について」におきまして、各事業場において労働災害防止対策、施設利用者の安全確保対策等で特に注力して取り組んでいる活動（3件）に関する回答を求め、他事業場に水平展開すべき好事例の収集を行いました。

以下に、安全衛生活動の種別ごとに好事例を取りまとめましたので、参考にし、積極的に導入を図っていただきますようお願いいたします。

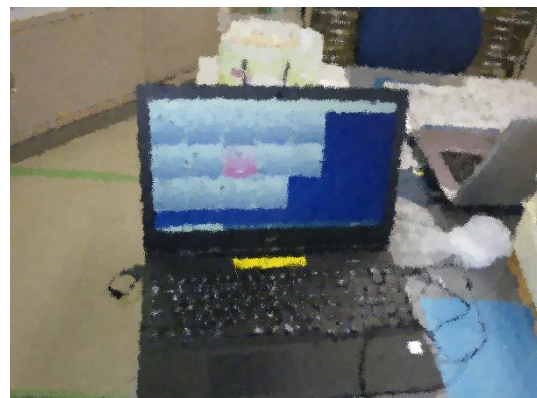
1 安全衛生管理体制に関する好事例

- 労働安全衛生法で定められた（安全）衛生委員会に加えて、各職場のリーダー、サブリーダーにより構成される**主任者会議**を組織し、各部署の問題点の共有化、活動の水平展開等、より現場に近い内容の協議、検討を行っている。
- 事業場の全職員が参加する**職員会議**を毎月開催し、安全衛生活動に関する議題等の協議を行っている。
- 労働安全衛生法で定められた（安全）衛生委員会に加えて、**感染症対策委員会、事故防止委員会、褥瘡予防対策委員会、身体拘束委員会、高齢者虐待防止委員会、権利擁護委員会、自己評価委員会、苦情対策委員会、ケア向上委員会、職場環境改善委員会**等、テーマごとに各種委員会を設置し、個別の問題解決の力の向上を図っている。特に、職場環境改善委員会は、安全な作業方法の確立等にも積極的に取り組んでいる。
- 複数の社会福祉施設を運営する法人において、各施設で選任されている衛生管理者を構成員とする**衛生管理者会議**が組織、運営されている。会議において、法人全体として、定期健康診断有所見率の改善、腰痛災害防止対策、受動喫煙対策等が協議されている。
- 複数の社会福祉施設を運営する法人において、**法人内で発生した労働災害の情報を共有し、同種災害の防止**を図っている。
- 衛生管理者に加え、**別の担当者を安全推進者として選任**し、より専門的に労働災害防止活動に取り組むことができる体制を構築している。
- 衛生管理者、安全衛生委員等が行う職場巡視をより効果的にするため、**安全衛生点検表**を作成し、職場巡視に活用している。（参考資料2）
- 衛生管理者、安全衛生委員等が行う**職場巡視において指摘があった事項について、安全衛生委員会において改善状況の管理**を行っている。

- 施設利用者及びその家族からのハラスメント行為への対応について、安全衛生委員会の協議事項とし、労働者個人として抱え込まないように努めている。

2 一般的な安全衛生活動に関する好事例

- 年度ごとに安全衛生活動計画を策定し、スケジュール及び実施状況が把握しやすい専用の様式1ページにまとめられている。（参考資料3）
- 労働災害が発生した際に災害発生原因、再発防止対策の検討を行うにあたって、効率的に検討を行えるよう、労働災害検討用の専用様式を作成、使用している。（参考資料4）
- 施設利用者の安全確保に関するヒヤリハット活動は積極的に行われていたものの、低調であった労働者の安全確保に関するヒヤリハット活動の活性化を図るため、朝礼、各種委員会等の場において積極的な報告を呼びかけるとともに、労働者の安全確保用のヒヤリハット報告様式を作成している。ヒヤリハット様式を作成、統一することで、安全衛生委員会での検討、討議が平準化できるというメリットもあった。（参考資料5）
- ヒヤリハット報告の月ごとの件数を集計し、減少傾向が続いた場合は、朝礼等の場において、ヒヤリハット事案が発生した場合の報告の徹底を呼び掛けている。
- 介助作業について、移乗・移動介助、食事介助、入浴介助等、各種介助作業ごとに作業標準をまとめた介護支援マニュアルを事業場独自に作成している。マニュアルには、写真、図等を多用し、わかりやすいものとなっている。（参考資料6）
- 職場配置、シフトについて、労働者の年齢、体力を踏まえ、入浴介助作業、夜勤業務の実施回数に配慮している他、別の職種への変更を行うこともある。また、環境の変化が負担になる労働者に対しては、配属グループを変えない等、労働者の性格に配慮した職場配置も行っている。
- 介護労働者の介助に係る負担を低減するため、施設利用者のベッド下部にセンサーを取り付け、事務所等の離れた場所からでも、施設利用者の状態を把握できるシステムを導入している。



- 施設利用者の特性、介助作業時の注意事項をまとめた**作業標準**を作成するとともに、**施設利用者のベッド付近に作業標準を設置**することで、作業標準の徹底を図り、また、担当労働者の交代にも容易に対応できるようにしている。



- 施設利用者の移動する距離をなるべく短くするような座席配置を行うことで、**移動介助の距離を短縮化**し、転倒リスクの低減を図っている。
- 調理作業における包丁等による手指の創傷災害を防止するため、**防刃機能を有する手袋**を採用、使用している。
- 夏季の**熱中症災害**を防止するため、労働者への**水分補給の徹底**を指示するとともに、作業場内への**扇風機**の設置を行っている。
- 損害保険会社から毎月提供される**交通安全マンスリーレポート**を、各労働者に回覧、周知し、送迎業務等の際の交通労働災害の防止を図っている。
- 作業場所とは別の場所に**労働者がくつろぐことができる休憩場所**を設けている。



- 作業場内の**4 S（整理、整頓、清掃、清潔）**の維持を図るため、各職場の一定の役職の者を**4 S担当者**として選任している。

- 3S活動（整理・整頓・清掃）を「**頭の中の整理・整頓・清掃**」「**ケア情報の整理・整頓・清掃**」「**職場の身の回りの整理・整頓・清掃**」の3種類に分類した上で実施している。
- 無災害記録ボード（連続無災害日数を示す物）を設置し、各労働者に労働災害防止に関する意識付けを図っている。

3 転倒災害防止対策に関する好事例

- 労働者、施設利用者、外来者等が、施設の玄関において靴を履き替える際にバランスを崩して転倒する危険性が考えられたため、座って靴の履き替えができるよう、玄関に椅子とマットの設置を行っている。



- エアコンから結露した水分等が落下し、床面が濡れることでの「すべり」による転倒災害を防止するため、エアコン吹出口下部へのカバー、タオルの設置を行っている。

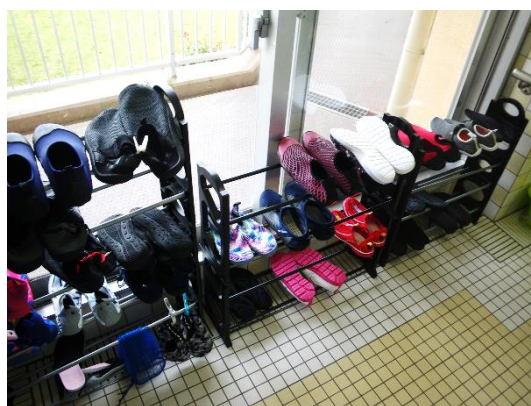


- 作業場内で使用する履物は、各人の足のサイズと一致する、**踵のあるスニーカー等**を基本とし、靴裏の摩耗、破損状況等の状況も定期的に確認している。
- 浴室や水回り等、床面が濡れやすい箇所について、マットを設置している。

- 浴室の濡れた床面での「すべり」による転倒災害を防止するため、浴室の床面にすべり止め塗装を施した。すべり止め塗装に使用した塗料は、広く一般に販売されているものであるとのこと。



- 浴室の濡れた床面での「すべり」による転倒災害を防止するため、浴室内で使用する履物としてマリンシューズ(海岸等での使用を想定した濡れた床面でも滑りにくい靴)を採用、使用している。



- 浴室や水回り等、床面が濡れやすい箇所について、こまめに拭き取り作業を行うこととし、徹底を図るための表示物の設置を行っている。



- 階段でのすれ違いの際の接触による転倒、転落を防止するため階段を左側通行とし、徹底を図るための表示物の設置を行っている。

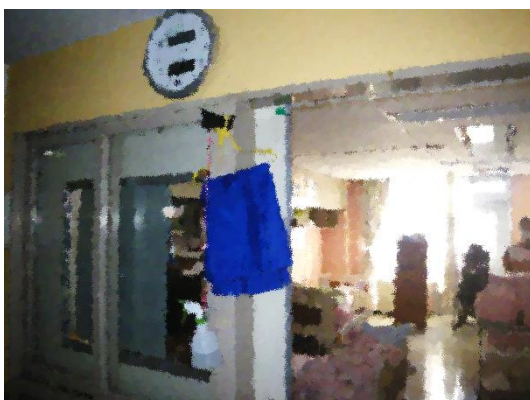
- ドア開閉、通行時の向こう側からの通行者との接触、転倒を防止するため、向こう側が見えないドアには**注意喚起**の表示を行っている。



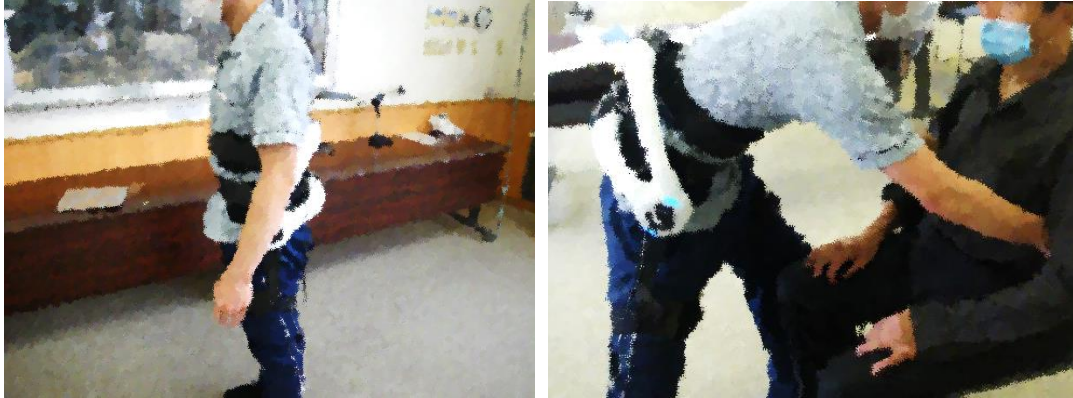
- 転倒災害が発生しそうになった際の最大の回避要因を「咄嗟の一步が出せるかどうか」と考え、安全衛生委員会での検討、各労働者への教育、周知等を行っている。
- 転倒災害（特に冬季）を防止するため、時間に余裕を持って通勤、行動を行うよう教育、周知を行っている。

4 腰痛災害防止対策に関する好事例

- 移乗作業は、施設利用者の移乗能力を最大限生かし、極力、抱え上げを行わない作業方法を採用している。
- 腰痛予防のため始業時のラジオ体操を導入していたが、始業時前後の時間帯は業務が忙しいことが多いため、ラジオ体操ではなく、理学療法士考案のポイントを絞ったストレッチを採用し、短時間で効果的な体操を実施している。
- 福祉用器具として、スライディングボード、シートを導入しているが、必要なタイミングで器具を手にとれるよう、目につきやすい保管場所を設定し、福祉用器具の確実な使用を促している。



- 移乗用リフトの積極的配置を推進し、全居室の半分以上に移乗用リフトを設置している。
- 移乗用リフト等の比較的大型の福祉用器具について、床面にラインを引き、保管場所を明確化することで、作業者が使用しやすい環境の整備を図っている。
- 福祉用器具として、パワーアシストスーツを採用し、介助作業を担当する労働者の負担軽減を図っている。



- 介助作業の際の負担の大きい施設利用者に対しては、2人での介助作業を徹底し、場合によっては3人での介助作業を行うことで、負担軽減を図っている。
- 一般の定期健康診断に加えて、腰痛予防対策指針に基づく腰痛健康診断を実施している。

5 安全衛生教育に関する好事例

- 新規採用時に安全衛生教育を実施していることに加え、採用後2、3、4年目の職員に対しても安全衛生教育を実施している。
- 新規採用労働者を対象に、介護福祉士の資格取得を目標として計画的に研修、講習を行っている。
- 各職場のリーダー、サブリーダー等の管理的な労働者に対する安全衛生教育を実施している。
- 社会福祉施設向けの動画教材を制作している業者と年間契約を行い、各労働者に、定期的に、必要に応じて随時視聴させることで効果的な教育を実施している。
- 毎月1回、医薬品、リハビリテーション、感染症対策等のテーマを変えながら、全職員を対象とする研修を継続的に実施している。
- 新規採用者1名に対して、教育担当者を1名選任し、マンツーマンで指導を行うことで、能力、技能の確実な取得を図っている。

- ハサミ、カッターナイフの使用による創傷災害を防止するため、安全衛生教育を実施している。
- 送迎業務時等の交通労働災害防止を図るため、安全運転シミュレーターを使用した交通安全教育、訓練を定期的に行っている。

6 その他の好事例

- 定期健康診断の有所見率の改善を図るため、有所見者に対して、保健指導の受診、週2、3回の適度な運動の推奨を行っている。
- 事業場内にウォーキングマシン、懸垂器、ベンチプレス、ダンベル、トランポリン等を備えたジムを設置し、労働者の健康増進に配慮している。
- メンタルヘルスケアの充実を図るため、労働者から気軽に相談できる体制を構築している。
- 施設内で新型コロナ感染症患者が発生した場合に備えて、応急的な消毒作業等に関する訓練を実施している。



IV 参 考 資 料

- 1 令和３年度 社会福祉施設における安全衛生自主点検表
- 2 安全衛生点検表（作成例）
- 3 年間安全衛生活動計画（作成例）
- 4 労働災害再発防止対策検討書（作成例）
- 5 ヒヤリハット報告用紙（作成例）
- 6 介護作業マニュアル（一部抜粋）



社会福祉施設における安全衛生自主点検表

点検実施日 令和 3 年 月 日

事業の種類	☐ 福祉事務所 ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 介護老人保健施設 ☐ 通所・短期入所介護事業 ☐ 訪問介護事業 ☐ 高齢者グループホーム ☐ 有料老人ホーム ☐ 障がい者福祉事業 ☐ その他（具体的に：_____）					
施設の名称						
施設の所在地						
代表者職氏名						
点検者職氏名	連絡先（TEL：_____ FAX：_____ mail：_____）					
労働者数	男 _____ 名 女 _____ 名 計 _____ 名 （うち 60 歳以上の労働者数 男 _____ 名 女 _____ 名 計 _____ 名）					
労働災害発生件数		死亡災害	休業 4 日以上	休業 1-3 日	死亡・休業災害合計	不休災害
※ 通勤災害を除く	平成30年	件	件	件	件	件
	平成31年/令和元年	件	件	件	件	件
	令和2年	件	件	件	件	件
	令和3年	件	件	件	件	件

この自主点検表は、自社の安全衛生管理体制、作業方法、安全衛生教育の実施状況等について自主的に点検を行い、労働災害を防止する上での問題点を洗い出し改善いただくとともに、社会福祉施設における労働災害防止対策の好事例を収集し、取りまとめた上で公表を行うことにより、今後の労働災害防止に資することを目的としているものです。該当する項目へのチェック☑、具体的事項の記入をお願いいたします。

なお、本点検表は、行政運営以外の目的に使用することはありません。

1 労働災害の発生状況について

- ① 平成30年以降に労働災害が発生している場合、どのような災害でしたか。【複数回答】
- ☐ 転倒災害 _____ 件 ☐ 腰痛災害 _____ 件
- ☐ その他（具体的に：_____）
- ② 労働災害が発生した場合、原因究明と再発防止対策を講じていますか。【複数回答】
- ☐ 原因究明を行っている ☐ 再発防止対策を行っている ☐ いずれも行っていない
- ③ ②で「再発防止対策を行っている」場合、どのような対策を講じていますか。【複数回答】
- ☐ 設備の改善 ☐ 作業方法の改善 ☐ 作業手順書の改善 ☐ 現場の表示物の改善
- ☐ 安全衛生教育の実施 ☐ その他（具体的に：_____）

2 安全衛生管理体制について

- ① （安全）衛生委員会または安全衛生に係る事項について協議を行う場を設けていますか。
- ☐ 設けている ☐ 設けていない
- ② ①の委員会等はどのくらいの頻度で定期に開催していますか。
- ☐ 月に複数回 ☐ 月に 1 回程度 ☐ 月に 1 回未満
- ③ ①の委員会等ではどのような事項について協議を行っていますか。【複数回答】
- ☐ 労働災害防止対策 ☐ 安全衛生活動計画 ☐ 安全衛生教育
- ☐ 長時間労働対策 ☐ 労働者の健康確保対策（メンタルヘルスを含む）
- ☐ その他（具体的に：_____）
- ④ 衛生管理者、産業医（労働者数50名以上の事業場の場合）、衛生推進者（労働者数10名～49名の事業場の場合）、衛生管理の担当者（労働者数10名未満の事業場の場合）を選任していますか。
- 50名以上の事業場【複数回答】
- ☐ 衛生管理者を選任している ☐ 産業医を選任している ☐ いずれも選任していない
- 10-49名の事業場
- ☐ 衛生推進者を選任している ☐ 選任していない

● 10名未満の事業場

☐ 衛生管理の担当者を定めている ☐ 担当者を定めていない

⑤ 「第3次産業における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者（事業場における安全確保、労働災害防止活動の担当者）を選任していますか。

☐ ④の衛生管理者等が兼務している ☐ 衛生管理者等とは別に選任している ☐ 選任していない

⑥ ④の衛生管理者、衛生推進者、⑤の安全推進者等の安全衛生管理担当者はどのような安全衛生活動を行っていますか。【複数回答】

☐ 作業場内の巡視 ☐ 他の労働者への安全衛生教育 ☐ 労働者の健康確保対策

☐ 作業場内の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔の維持） ☐ ヒヤリハット報告活動

☐ その他（具体的に：_____）

⑦ ⑥の安全衛生活動について、その担当者の職務全体のうち割いている時間はどの程度ですか。

☐ 週に（_____）時間程度

3 一般的な安全衛生管理活動について

① 労働者の安全確保のための活動の重要度はどの程度ですか。

☐ 利用者の安全確保をより重視している ☐ 利用者の安全確保と同等程度に重視している

☐ 労働者の安全確保をより重視している

② 安全衛生活動計画（その期間中に行うべき安全衛生活動をまとめた計画）を策定していますか。

☐ 策定している ☐ 策定していない

③ ②の安全衛生活動計画はどのような内容ですか。【複数回答】

☐ 安全衛生教育 ☐ 設備改善 ☐ 全国安全週間等の各種行事

☐ その他（具体的に：_____）

④ ヒヤリハット事案（災害には至らなかった危険な事象）の報告制度を導入していますか。

☐ 施設利用者及び労働者の危険防止に係るヒヤリハット事案を収集している

☐ 施設利用者の危険防止に係るヒヤリハット事案のみ収集している

☐ ヒヤリハット事案の報告制度を導入していない

⑤ 施設利用者の特性（要介護段階、残存能力等）を踏まえた安全作業標準を作成していますか。

☐ 作成している ☐ 作成していない

⑥ ⑤の安全作業標準はどのような内容について定めていますか。【複数回答】

☐ 作業人数 ☐ 作業手順 ☐ 作業姿勢、動作 ☐ 作業時間 ☐ 使用する福祉用具

☐ その他（具体的に：_____）

⑦ 介護労働者の年齢、体力等に配慮した職場配置を行っていますか。

☐ 行っている（どのような配慮ですか：_____）

☐ 行っていない

⑧ 特定の労働者に作業が集中しないよう配慮していますか。

☐ 行っている（どのような配慮ですか：_____）

☐ 行っていない

⑨ 利用者との共有スペース以外に労働者がくつろげる休憩施設を設けていますか。

☐ 設けている ☐ 設けていない

⑩ 朝礼やミーティングの場、メール等において、労働災害防止に関する注意喚起、連絡等を行っていますか。

☐ 行っている ☐ 行っていない

⑪ 1年以内ごとに定期健康診断を行っていますか（深夜業等従事者は6か月以内ごと）。

☐ 行っている ☐ 行っていない

⑫ 1年以内ごとにストレスチェックを行っていますか（労働者数50名以上の事業場のみ実施義務あり）

☐ 行っている（☐ 義務あり ☐ 義務なし） ☐ 行っていない（☐ 義務あり ☐ 義務なし）

4 労働時間、休憩時間の管理について

① 労働時間はどのように管理していますか。【複数回答】

☐ 自己申告制（勤怠管理システム等への入力含む） ☐ タイムカード、ICカード等

☐ 使用者（管理者等）による現認 ☐ その他（具体的に：_____）

② ①で自己申告、タイムカード等の場合、記録と実際の労働時間に乖離（ずれ）があるか確認していますか。

☐ 確認している ☐ 確認していない

- ③ 各労働者の休憩時間帯をあらかじめ定めていますか。
☐ 具体的に休憩時間を定めている ☐ 幅のある時間帯を定め柔軟に対応している ☐ 定めていない
- ④ ③で休憩時間帯を定めている場合、あらかじめ定めた休憩時間に取得できていますか。
☐ 概ね取得できている ☐ 時々、取得できないことがある ☐ ほとんど取得できていない
- ⑤ ④で「時々、取得できないことがある」、「ほとんど取得できていない」場合、その理由は何ですか。
☐ 施設利用者の状況に左右されるため ☐ 人員が不足しているため
☐ その他（具体的に：_____）
- ⑥ 休憩時間を確保するためどのような工夫を行っていますか。
☐ シフト制を組んでいる ☐ 労働者間の声掛けを徹底している
☐ その他（具体的に：_____） ☐ 特に工夫をしていない

5 安全衛生教育について

- ① 新規採用者、配置転換者に対する安全衛生教育を実施していますか。【複数回答】
☐ 新規採用者教育への実施 ☐ 配置転換者への教育を実施 ☐ いずれも実施していない
- ② ①の安全衛生教育はどのような内容ですか。【複数回答】
☐ 作業方法について ☐ 福祉用具を用いた省力化について ☐ 施設利用者の安全について
☐ その他（具体的に：_____）
- ③ 職長、リーダー等の職場の管理的な職員に、労働者の安全、健康を確保するための教育を実施していますか。
☐ 実施している ☐ 実施していない
- ④ ③の教育はどのような内容ですか。【複数回答】
☐ 安全な作業方法の策定、改善について ☐ 他の労働者への教育、指導方法について
☐ ハラスメント防止について ☐ その他（具体的に：_____）

6 腰痛災害防止対策について

- ① 「職場における腰痛予防対策指針」を知っていますか。
☐ 指針を知っている ☐ 指針を知らない
- ② 下記のような福祉用具、補助器具は導入されていますか。【複数回答】
☐ スライディングボード、シート ☐ 移乗介助用リフト ☐ スタンディングマシン
☐ 腰痛予防用コルセット ☐ その他（具体的に：_____）
- ③ 導入した福祉用具、補助器具は確実に使用していますか。
☐ 概ね使用している ☐ 時々、使用している ☐ あまり使用していない
- ④ ③で「時々しか使用していない」「あまり使用していない」理由は何ですか？【複数回答】
☐ 作業効率が悪い ☐ 設置数が少ない等により必要な時に使用できない
☐ 施設利用者が用具使用に拒否感がある ☐ その他（具体的に：_____）
- ⑤ 作業開始前に準備体操を行っていますか。
☐ 行っている ☐ 行っていない
- ⑥ 介助作業時の作業姿勢等、腰痛災害を防止するための教育、指導を行っていますか。【複数回答】
☐ 新規採用時、配置転換時等に実施している ☐ 定期的に実施している
☐ 現場で日常的な指導を行っている ☐ 腰痛災害防止教育を実施していない
- ⑦ 一般健康診断に加えて、6か月以内ごとに腰痛健康診断を実施していますか。
☐ 実施している ☐ 実施していない

7 転倒災害防止対策について

- ① 「STOP！転倒災害プロジェクト」実施要綱を知っていますか。
☐ 要綱を知っている ☐ 要綱を知らない
- ② 作業場内の床面等は、「つまづき」の原因となる段差等が解消された状態になっていますか。
☐ バリアフリー化が進められ段差等が解消されている ☐ 段差等が解消されていない
- ③ 作業場内の床面等は、「すべり」の原因となる水濡れが発生しやすい箇所は存在しますか。
また、定期的に拭き取り作業を行う等の対応を行っていますか。
☐ 水濡れが発生しやすい箇所が存在しない
☐ 水濡れが発生しやすい箇所があるが頻繁に拭き取り作業を行っている
☐ 水濡れが発生しやすい箇所があるがあまり拭き取り作業を行っていない

- ④ 労働者はどのような履物を着用していますか。
- 通常の作業場所（乾いた床面）において
 - ☐ スニーカー等（踵のある履物） ☐ サンダル、スリッパ等（踵のない履物）
 - ☐ その他（具体的に： _____）
 - 浴室等の濡れた床面において
 - ☐ 長靴等 ☐ 特別な物を用意していない ☐ その他（具体的に： _____）
- ⑤ 作業場内の4S活動（整理・整頓・清掃・清潔の維持活動）を実施していますか。
- ☐ 担当者を定めて実施している ☐ 担当者の定めはないが実施している
 - ☐ 特段の活動を行っていないが維持できている ☐ 実施していない
- ⑥ 階段には手すり、滑り止め等の転倒、転落防止のための設備を設置していますか。
- ☐ 設置している ☐ 設置していない
- ⑦ 施設内の作業場、通路等は、十分な照度が確保できていますか。
- ☐ 確保できている ☐ 確保できていない

8 高齢労働者に係る労働災害防止対策

- ① 「エイジフレンドリーガイドライン」を知っていますか。
- ☐ ガイドラインを知っている ☐ ガイドラインを知らない
- ② 60歳以上の高年齢労働者の安全と健康を確保するため、どのような対策を講じていますか。【複数回答】
- ☐ 健康状態の把握 ☐ 体力の状況の把握（体力チェック等） ☐ 保健指導等
 - ☐ 健康状態、体力に配慮した職場配置、勤務時間の決定 ☐ 職場環境の改善（バリアフリー化等）
 - ☐ その他（具体的に： _____）
 - ☐ 特段の対策を講じていない ☐ 高年齢労働者がいない

9 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 厚生労働省作成「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を使用していますか。
- ☐ チェックリストを使用して対策を行っている
 - ☐ 別の資料等（具体的に： _____）に基づき新型コロナ対策を行っている

10 特に取り組んでいる事項について

貴事業場において労働災害防止対策、施設利用者の安全確保対策等で特に注力して取り組んでいる活動（3件）につきまして、下記にご記入いただきますようお願いいたします（施設利用者の安全確保対策は1件までとし、労働災害防止対策を優先してご記入いただきますようお願いいたします）。また、取組内容が分かる資料（安全作業標準、リスクアセスメント等）や写真等がある場合は、添付をお願いいたします。

特に注力して取り組んでいる事項（労働災害防止対策、施設利用者の安全確保対策）	
1	
2	
3	

安全衛生点検表 令和 年 月 日 ()

点検者

担当セクション:

エリア:

		チェック ○・×	処置内容	改善日
利用者居室スペース	入口扉の故障、トラブルはないか			
	窓ガラスやサッシ等の異常や網戸に破れはないか			
	車椅子 台と老人車 台はあるか			
	車椅子と老人車の異常はないか			
	電気器具(蛍光灯等)・設備に故障や異常はないか			
	危険物(釘、ピン他)は落ちていないか			
	備品、調度品、花等は整っているか			
	テーブル、椅子の数は適切か。故障はないか			
	消火器は所定の場所に設置してあるか			
スペース	コンセントは陥没等の危険はないか			
	畳の汚れや傷み等はないか(替え時)			
	危険物等はなく清潔になっているか			
	寝具棚は整理整頓されているか			
キッチン	コンセントは陥没等の危険はないか			
	寝具は整っているか			
	電気器具(蛍光灯等)・設備に故障や異常はないか			
	カウンターは整理整頓されているか			
	冷蔵庫は整理整頓されているか			
	流し台、ガスレンジの汚れはないか			
	カランや排水溝等の破損はないか			
	調理器具は整理整頓されているか			
浴室	物品は揃っているか。食器は整理整頓されているか			
	タイルの汚れはないか			
	コンセントは陥没等の危険はないか			
	消火器は所定の場所に設置してあるか			
	電気器具(蛍光灯等)・設備に故障や異常はないか			
	特浴機械の故障、トラブルはないか			
	ストレッチャーの故障、トラブルはないか			
	一般浴の危険箇所はないか。手すりは安全か			
脱衣室	タイルは滑りやすくなっていないか 汚れはないか			
	入浴の必要物品(ボディシャンプー、シャンプー、タオル等)は揃っているか			
	掃除用具(棒たわし、スポンジ、洗剤等)は交換しなくていいか			
	窓ガラスやサッシ等の異常や網戸に破れはないか			
	電気器具(蛍光灯等)・設備に故障や異常はないか			
	カーベットは汚れていないか、安全に敷かれているか			
	椅子(長椅子含)は数、配置は適切か			
	洗面台は清潔かまた必要物品は揃っているか			
トイレ	間仕切りカーテン汚れていないか			
	コンセントは陥没等の危険はないか			
	必要物品は揃っているか			
	電気器具(蛍光灯等)・設備に故障や異常はないか			
	便器の故障箇所はないか			
更衣室兼倉庫	便器、手すり等に汚れはないか			
	消耗物品(ペーパー)は補充できているか			
	タイルの汚れや危険箇所はないか			
	コンセントは陥没等の危険はないか			
その他	掃除用具(棒たわし、スポンジ、洗剤等)は交換しなくていいか			
	洗濯機の故障、トラブルはないか			
	洗濯室の整理整頓はされているか			
備考	加湿器の管理は適切に行っているか			
代表者	合 議			担当者

令和3年度 安全衛生管理活動計画

(1) 安全衛生基本方針	＜基本方針＞ ①腰痛災害防止対策②転倒災害防止対策③安全衛生管理活動の実施④職員健康診断の有所見率の改善 ※①～④改善対策の継続の実施	＜実施概要＞ ・労働災害の分析 ・各種安全衛生対策の周知及び実施 ・リスクアセスメントの実施と定着 ・職員健康診断有所見率の改善対策の実施 ※労基指導に対する改善策の内容を継続して行う。	施 設 名		R3. 4. 1現在 労働者数	男	人	女	人	計	人
	＜年間目標＞ 転倒・腰痛災害ゼロ		所 在 地		電話番号						

(2) 前年度計画の評価 (実施状況・反省点)		(3) 前年度 労働災害 発生状況	死亡災害	休業4日以上	休業1～3日	不休災害	合 計
			人	人	人	人	人

実施事項	実施内容	年間スケジュール及び実施状況評価												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行事・会議	衛生委員会													毎月開催
	施設内安全パトロール													毎週実施
	衛生管理者会議													
安全教育・訓練・研修	腰痛災害防止研修													
	研修(衛生委員会・職員研修等)													
	新入・途中職員への養成研修・指導													中途は採用時
健康診断・健康保持増進	定期健康診断・腰痛診断の実施													
	産業医との健康相談													
	協会けんぽの保健指導													
メンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施													健康診断時実施
	集団分析結果の検証													
	高ストレス者面談希望の対応													規程に基づく
長時間労働対策	時間外労働の確認・分析													
	超過勤務時間に対応した健康相談													
	休憩時間取得確認・改善対応													適時実施
快適な職場環境づくり	温度・湿度管理													
	熱中症対策・職員への注意喚起													
	クールビズ													
労働災害の分析	ヒヤリハット報告の実施													適時実施
	労働災害の報告(報告書作成)													適時実施
	労働災害の対策・検討(検討議事録作成)													衛生委員会
安全週間・衛生週間	安全週間(清掃・点検の徹底)													
	労働衛生週間(清掃・点検の徹底)													
	感染症対策(コロナ・インフル等)													
その他	転倒防止強化期間													

実施状況の評価方法：「○」計画、「◎」計画通り実施、「△」一部未実施、「×」未実施 ※評価が必要な項目は評価結果に打ち換えてください。

記入担当者職
氏 名

注)計画の作成に当たっては、衛生委員会等で調査審議し、「前年計画の評価」が考慮された計画としてください。

労働災害再発防止対策検討書

被災者氏名		職 種		所 属	
災害発生日	令和 年 月 日				
負傷部位 傷 病 名					
項 目	要 因			検討内容	
ソフト ウェア	マニュアル、規定、習慣等 形にならないものによる要因				
ハード ウェア	機械器具、設備、施設の構造等 による要因				
環 境	物理的環境（騒音、照明、空調等） だけでなくすべての環境要因				
関係者 (人間)	被災者本人以外の災害に関係する ほかのスタッフ、利用者等の要因				
被災者 本人	心身状態、経験、知識技能等の 被災者本人の要件				
対 策	実施日：令和 年 月 日				
備 考					
衛生委員会審議日 令和 年 月 日					
周知状況					

法人本部代表者確認欄

施設代表者確認欄

法人代表者	管理者	合 議	施設代表者	合 議	作成者

事業所名					
ヒヤリハット報告書 報告日： 令和 年 月 日 報告者：					
発見日時		令和 年 月 日 :			
状 況	どこで？				
	だれが 何が？				
	何があった？ どのような なった？				
なぜ起こったか？ 対応策 ※可能な範囲で					
〈追加事項〉					

施設名：

報告者氏名(だれが)		所属部署	
発生日時(いつ)	令和 年 月 日 ()	時 分	
業務内容(どんな時に)			
発生分類(事故発生への可能性)			
内容・状況 (どのようなこと)			
対策案 (どのようにしていくか)			
特記事項	* 以前も同様の事例が ・あった ・なかった		
コメント	コメント記載日：令和 年 月 日 ☐ 問題あり ☐ 問題なし（理由： ）		

Ⅱ 移乗・移動介助

1 目的

自立した日常生活を送るための基本は、できるだけ自分で「動く」ことから始まる。移乗・移動は、目的の場所へ行き、生活に必要な行為を行うための手段であり、快適な生活を送るうえで重要な行為である。また、移動をすることで生活の内容が豊かになり、気分転換や身体全体の活性化も図れる。

2 留意点

- (1) 体調の変化を観察し、日頃の健康状態を把握しておく。
- (2) 運動能力や残存能力を活かし、状態に応じた介助を行う。
- (3) 絶えずコミュニケーションを保ちながら動作手順等を説明し、理解と了解を得る。
- (4) 転倒やケガ等に注意し、不安を感じさせず、正しい姿勢で安全に安定した介助を心掛ける。
- (5) 環境を整える。
 - ①移動の妨げになるものを置かない。
 - ②カーペットやマット等の敷物はひっかかりやすいので固定したり、床は濡れたままにしておくと滑りやすいので注意する。
- (6) 服装を整える。
 - ①動きやすい服装を着用し、脱げにくく滑りにくい、履き慣れた履物を使用する。

3 介助者の動作の基本

- (1) 無理な姿勢は腰痛の原因になりやすいので、重心を低く安定した姿勢を心掛ける。
- (2) ボディメカニクスを活用し適切な介護方法と介助量を提供する。
 - ①両足を前後左右に開き支持基底面積を広くとる。
 - ②利用者と介護職双方の重心を近づけ、余分な力が入らないようにする。
 - ③重心の移動する方向に足先を向け、体はねじらないようにする。
 - ④介助者の力を有効に活用する。(水平に手前[介助者]に引き付けるように移動する。てこの原理を応用し、小さな力で大きな効果を上げる。)
 - ⑤利用者の状況を整え介護をしやすくする。

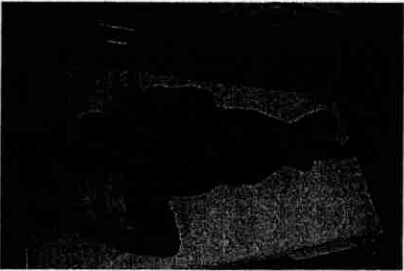
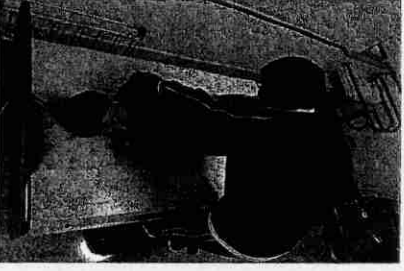
(身体を動かす時は腹筋の緊張を取り除いて、動かしやすくするために膝関節を曲げる。四肢は胴体にまとめて、重心を1つにして、重心の動揺を防ぐ。身体を上半身の2つに分け、軽く移動する。)
- (3) 介助の際に不安な点や疑問点があれば、理学療法士等の専門家と相談し連絡を取って対応する。

4 体位交換

長時間寝ている事から起こる骨や筋肉の委縮や、関節拘縮を予防するとともに、褥瘡予防にも繋がる。

(1) 仰臥位から側臥位へ

一部介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

内容	手順とポイント
事前の確認と準備 仰臥位から側臥位	①利用者に介護内容を説明し、同意を得る。 ベッドの高さを調節する。 ②寝返る方向に顔を向ける。 患側の手を胸の上に置き、健側の手で枕を同方向に寄せる。  ③健側の手で患側を支え、健側の足先を患側の下に入れる。  ④利用者の肩甲骨と腰に手を当てる。 腰を落としながら、腰→肩甲骨の順に利用者を手前に倒す。  ⑤ベッドの高さを元に戻し、利用者の体調を確認する。
介助後の確認	

(2) 仰臥位から側臥位へ

全介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

内容	手順とポイント
事前の確認と準備	①利用者に介護内容を説明し、同意を得る。 ベッドの高さを調節する。
仰臥位から側臥位へ	②枕を寝返る方向に向ける。 胸の上で両上肢を組む。 ③介助者から遠いほうの膝裏へ、手のひらを上に、手前に向かって手を差し入れる。もう一方の手は肩甲骨を支える。  ④介助者は腰→肩甲骨の順に利用者を手前に倒し、利用者の身体を安定させる。 
介助後の確認	⑤ベッドの高さを元に戻し、利用者の体調を確認する。

(3) 起き上がりから端座位へ

一部介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

内容	手順とポイント
事前の確認と準備	①利用者に介護内容を説明し、同意を得る。 ベッドの高さを調節する。
仰臥位から側臥位へ	②介助者は利用者の患側上肢を健側上肢で胸の上に置くように促し、足は組んで身体を小さくまとめる。 ③利用者は健側の手でベッド柵をつかみ、右側臥位になる。介助者は利用者の腰と肩甲骨を支え右側臥位になるのを介助する。 ④利用者の下肢をベッドの端に移動させ、頭、右肩、右肘、右手の順に力を入れ、状態を起こす。介助者は利用者の大

介助後の確認	腿部などを支え、起き上がりの介助を行う。  ⑤利用者の両足底が床につくように、必要に応じて臀部をベッドの端に移動させ、ベッドの高さを調整する。  ⑥座位の安定と体調の確認をする
---------------	---

(4) 端座位から立位へ

一部介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

事前の確認と準備 仰臥位から端座位へ	①利用者に立位することを説明し、同意を得る。 ベッドの高さを調節する。 ②利用者の臀部をベッドの端に移動する。患側は介助者が介助する。  ③介助者は利用者の患側に位置し、患側の膝頭に手を当てる。利用者を前かがみにし、健側の足底を膝より手前に置く。  ④利用者は膝を伸ばしながら、状態を上げて立つ。
----------------------------------	---

介助後の確認	
	⑤介助者は利用者の患側に位置し、利用者の腰を手で支え、もう一方の手で患側の手を保護する。  ⑥利用者の膝裏がしっかりと伸びているか、立ちくらみはな いかなど、体調の確認を行う。

(5) 端座位から立位へ

全介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

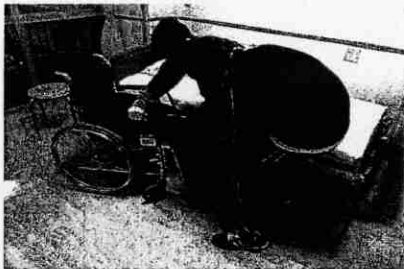
内容	手順とポイント
事前の確認と準備 端座位から立位へ	①利用者に介護内容を説明し、同意を得る。 ベッドの高さを調節する。 ②利用者の臀部を左右交互に手前に引き寄せる。  ③利用者の顎を介助者の肩に置き、腰に腕をまわし脇をしめる。膝を曲げ、腰を低くし、利用者を前かがみにする。患側の足は保護する。 

介助後の確認	④利用者と介助者は膝を伸ばしながら上体を上げていき、立ち上がる。  ⑤利用者の臀部と背部を介助者の方に引き寄せて、立位の姿勢を安定させる。 ⑥利用者の膝裏がしっかりと伸びているか、立ちくらみはないかなど、体調の確認を行う。
---------------	--

5 ベッド・車椅子間の移乗介助

(1) ベッドから車椅子への介助

一部介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

内容	手順とポイント
事前の確認と準備 ベッドから車椅子へ	①浅めに腰掛け、両足の踵をしっかりと床につけ、少し外向きに肩幅くらいに開く。 ②その後、介助者は利用者の健側のふくらはぎの部分まで車椅子を近づけ、ベッドと車椅子の角度が15～20度になるように置く。  ③利用者に言葉かけをし、患側を保護しながら、お辞儀をするように立ち上がってもらう。  ④膝裏が伸びて立位がとれたら、健側下肢を軸に車椅子側へと腰を回転させるのを補助する。



⑤車椅子の前に利用者が位置している事を確認したら、一緒に腰を落とす。



⑥深く座り直す。健側のみ介助を行う。



⑦フットサポートに足をのせる。



⑧姿勢や体調などの確認を行う。

介助後の確認

(2) ベッドから車椅子への介助

全介助を要する利用者への介助方法（片麻痺がある場合）

内容	手順とポイント
事前の確認と準備 ベッドから車椅子へ	①浅めに腰掛け、両足の踵をしっかりと床につけ、少し外向きに肩幅くらいに開く。 ②その後、介助者は利用者の健側のふくらはぎの部分まで車椅子を近づけ、ベッドと車椅子の角度が15～20度になるように置く。 ③介助者は上半身で利用者の上半身を支え、さらに、介助者の膝で利用者の膝を支え、つま先は介助者のつま先でTの字になるように支える。 利用者の腰を引きつけるようにしながら立ち上がりを補助する。  ④膝裏が伸びて立位がとれたら、健側下肢を軸に車椅子側へと腰を回転させるのを補助する。  ⑤利用者と一緒に腰を下ろして車椅子に座ってもらう。膝屈伸で利用者と腰を下す事でゆっくりと座る事ができる。  ⑥安定した座位が保てるように、深く座ってもらう。利用者に手を組んでもらい、健側の身体を横に傾け、患側大腿部が浮き上がったところで手を差し入れ深く座ってもらう。